

# 第4次那覇市地域福祉計画

## 第2次那覇市地域福祉活動計画

赤ちゃんからお年寄り みんなが主役 なはのまち

～支え合い あんしん育む ゆいまーる～

2019年度(平成31年度)～2023年度(平成35年度)



2019年(平成31年)3月

那覇市

那覇市社会福祉協議会







## はじめに

赤ちゃんからお年寄り、障がいのある人もない人も、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らす為には、どうしたらよいのでしょうか。

現在、我が国では少子高齢化や人口減少が進行しており、単身世帯の増加、地域でのつながりの希薄化を背景に、社会的孤立や制度の狭間の課題、複合的課題が表面化しており本市においても喫緊の課題として捉えております。このような中、地域で生活する住民の皆様が主体的に連携・協力し合いながら、その地域の課題解決に取り組む地域共生社会の実現がますます重要なものとなってきております。

本市では平成 26 年度より「第 3 次那覇市地域福祉計画及び那覇市地域福祉活動計画」を一体的に策定し、那覇市社会福祉協議会と協働で誰もが住みなれた地域で安心して暮らせるまちを目指し取り組んでまいりました。協働で取り組むことで、地域福祉を推進するうえで核となる自治会、地域の身近な相談役である民生委員児童委員、そして那覇市社会福祉協議会と行政とがつながり、地域の見守り体制の基盤づくりが推進されております。また、前述した地域コミュニティの希薄化を背景とした課題に対応する為、新たなコミュニティとして「校区まちづくり協議会」を展開しております。

これらを踏まえ本計画において地域福祉を展開する基礎圏域を小学校区として位置づけ、これまで推進してきた地域見守り基盤の一層の強化、展開を市民の皆様や自治会、小学校区まちづくり協議会、福祉関係事業者、地域の企業、地域の様々な団体等、そして那覇市社会福祉協議会と協働して誰もが住み慣れた地域の中で安心して暮らしていけるまちを目指し取り組みを進めてまいる所存ですので、御理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画策定に当たり、アンケート調査にご協力頂きました市民の皆様、住民ワークショップにおいてご協力頂きました石嶺小学校区、若狭小学校区、仲井真小学校区のまちづくり協議会および那覇市社会福祉協議会ならびにご参加頂きました地域住民の皆様、貴重なご意見やご審議いただきました那覇市社会福祉審議会の委員の皆様はじめ関係各位に深く感謝を申し上げます。

平成 31 年(2019 年)3 月

那覇市長 城間 幹子

今回、新たに『第4次那覇市地域福祉計画・第2次那覇市地域福祉活動計画』が那覇市と共に一体的策定が実現したことに対し心から感謝申し上げます。

国の『我が事・丸ごと』の地域づくりのビジョンを受け、福祉分野においても、「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現を目指すという方針が打ち出されました。

平成17年3月に策定された「那覇市地域福祉計画」にある“住民一人ひとりの主体的なかかわりを引き出し、地域で支え合う仕組みをつくる”という視点は今回の第4次計画にも引き継がれ、“他人事ではなく自分ごと”“住民主体”という視点に繋がっています。

本会におきましても、前計画（第3次）からの市と協働で推進してきた地域見守り隊の基盤を踏まえ、市民一人ひとりが見守り活動やお互い様の生活支援活動を通し、地域共生社会を住民主体で実現できるよう努めて参ります。

私どもが担う「第2次地域福祉活動計画」においては、まずコミュニティ・ソーシャルワーカー（CSW）の配置を継続して行い、引き続き地域福祉活動の基盤とし、制度の狭間の生活課題に向き合います。また、子どもの頃から、そして成年層における助け合いの心の育成も視野に福祉教育の取り組みを充実し、新たに研究・実践を積み重ねていき、地域共生社会の基盤とする「心」を育成する取組みを推進して行きます。

またこれまでと変わりなく民生委員・児童委員の皆様、単位自治会の皆様との連携を密にし、地域を支える基盤となる繋がりを重視した地域づくりを継続します。前計画（第3次）では、四者会議を行い、16単位民児協、那覇市自治会長連合会、行政と本会の連携を強化してきました。第4次計画においても行政区単位での四者会議を継続し、更に地域福祉懇談会を実施し、四者の連携を強化してまいります。

本会の67年にわたる地域福祉活動の実践を踏まえ、社会的孤立等、新たな福祉ニーズ、新たな生活課題に役職員一丸となって取り組んで参ります。



平成31年(2019年)3月

社会福祉法人 那覇市社会福祉協議会  
会長 新本 博司

# 目次

<b>第1章 地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定にあたって</b> .....	<b>1</b>
1 計画策定の背景と目的 .....	1
2 計画の性格 .....	2
3 計画見直しのポイント .....	4
<b>第2章 計画の基本的な考え方</b> .....	<b>5</b>
1 第3次計画の取り組み状況と課題 .....	5
2 小学校区におけるコミュニティの考え方（「小学校区コミュニティ推進基本方針」より）	8
3 第4次計画における重点的な取り組み .....	9
4 計画の圏域 .....	10
5 圏域での支えあいのあり方（イメージ） .....	13
6 基本理念 .....	14
7 地域福祉を推進する上での視点 .....	16
8 施策の体系 .....	19
<b>第3章 計画の目標と具体的取り組み</b> .....	<b>21</b>
<b>目 標 1 福祉活動を推進するための風土づくり</b> .....	<b>21</b>
1-1 地域や人がつながるきっかけをつくる .....	22
1-2 地域関係団体等の活動支援 .....	26
1-3 誰もが安心して暮らせる地域をつくる .....	29
<b>目 標 2 必要な人に最適な支援が届く仕組みをつくる</b> .....	<b>32</b>
2-1 サービスの利用支援と質の向上 .....	33
2-2 適切な支援につなぐ仕組みづくり .....	36
2-3 支援を必要とする市民への対応 .....	39
<b>目 標 3 地域力を高め多様な支え合いの輪を広げる</b> .....	<b>42</b>
3-1 地域の福祉を担う人材の育成 .....	43
3-2 活動の場の充実 .....	45
3-3 地域の課題を見つけ・見守る体制をつくる .....	48

<b>第4章 計画の推進にあたって</b> .....	<b>53</b>
1 計画の周知.....	53
2 行政内部及び社会福祉協議会等との連携強化.....	53
3 計画の進行管理.....	53
<b>資料編</b> .....	<b>53</b>
1 地域福祉計画・地域福祉活動計画策定までの経過.....	55
2 計画策定の体制.....	56
3 那覇市社会福祉審議会委員名簿.....	57
4 那覇市地域福祉計画検討会議.....	59
5 那覇市地域福祉活動計画策定に関わる那覇市社会福祉協議会役職員名簿.....	61
6 統計データ等からみる那覇市の概況.....	62
7 アンケート結果の概要.....	73
8 住民ワークショップ概要.....	77
9 用語解説.....	84



## 第 1 章 地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定にあたって



# 第1章 地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定にあたって

## 1 計画策定の背景と目的

### (1) 計画策定の背景

少子高齢社会の進展や都市化、生活様式の多様化などを背景に、高齢者世帯や単独世帯が増加するなど家族構成も大きく変化しています。

地域においては、生活スタイルや就業環境の多様化、価値観の変化等に伴い、自治会活動や地域活動への参加率の低下がみられるなど、地域コミュニティの希薄化が進み相互に気遣い・支え合うという扶助機能を十分に活かさない環境が広がりつつあります。また引きこもり<sup>※</sup>やニート<sup>※</sup>、ホームレス、虐待、DV<sup>※</sup>、孤立死<sup>※</sup>、自殺者等の増加や生活困窮者<sup>※</sup>等の生活不安を抱える市民への対応等が地域の大きな課題として顕在化し、公的サービスだけでは充分に対処できない状況も少なくありません。

問題の大きさに関わらず、誰もが経験する可能性のある生活課題を含めた福祉ニーズにきめ細かく対応するためには、地域の課題に気づき・発見し問題を抱える市民が孤立することがないように、その課題解決にむけ住民をはじめ自治会、民生委員児童委員<sup>※</sup>、企業、福祉関係事業者などが連携・協働することで、支援を必要とする市民に適切なサービスを提供する仕組みをつくる必要があります。

本市では、これまで支え合いの仕組みづくりの一層の充実を図るものとして「支え合いマップ<sup>※</sup>づくり」、「地域支え合い会議」を中心とした支え合いの輪づくりを推進してきました。

しかし、東日本大震災を教訓とした災害時要援護者<sup>※</sup>の避難支援にかかわる要援護者<sup>※</sup>等の登録制度の充実を図る観点から、社会状況の変化に応じた新たな支え合いの仕組みの構築及び仕組みを構築する範囲を明確にすること等が求められています。

第3次計画を骨格としながら、本市の状況を勘案した新たな支え合いの仕組みづくりを行い、だれもが安心して暮らしていける那覇市をめざし、第4次計画を策定します。

### (2) 計画策定の目的

第5次総合計画では、「なはで暮らし、働き、育てよう！笑顔が広がる元気なまち NAHA ～みんなでつなごう市民力～」をまちづくりの将来像とし、一人ひとりの市民の力をつないでいくことをまちづくり基礎として位置づけています。

地域社会が大きく変化する中で、地域や人がつながり、支え合いのある地域づくりの大切さが改めて問い直されているなかで、これまで培われてきた支え合いの活動を基盤に、赤ちゃんからお年寄りまでを対象とし、多様なニーズに対応できる多様な担い手と連携・協働、さらに支援の受け手と支え手を分けるのではなく、障がいのある人や引きこもりの市民が独居高齢者を支える（買い物支援等）など、互いに支え合える共生社会<sup>※</sup>をつくることを目的とします。

---

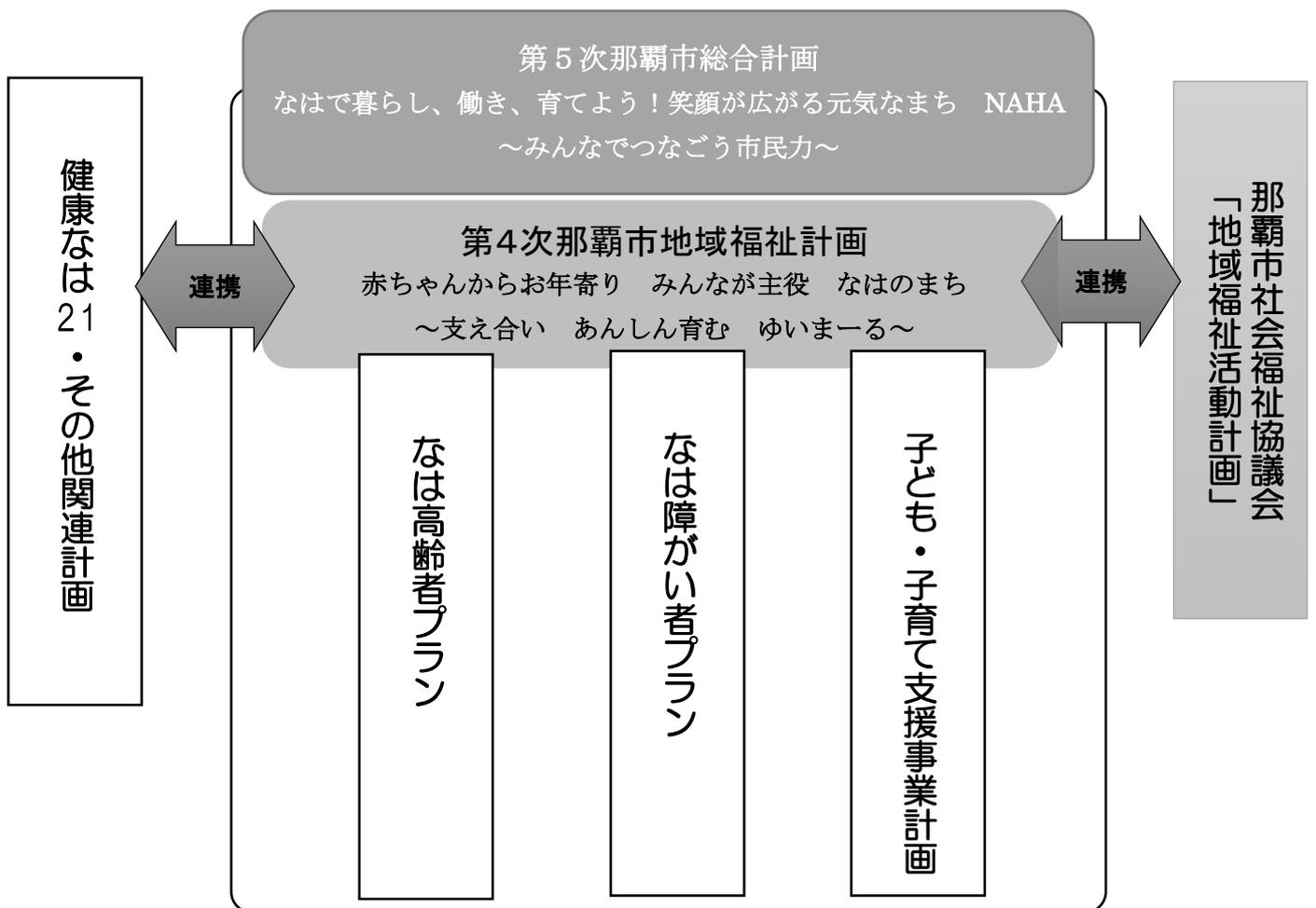
<sup>※</sup> 本文中、解説が必要と思われる用語については、その用語が本文においてはじめて使用される個所に※印を付け、資料編9 用語解説(84 ページ以下)で50音順に掲載しています。

## 2 計画の性格

### (1) 計画の位置づけ

地域福祉計画は、社会福祉法第 107 条の理念に基づき、法の基本理念の一つである地域福祉の推進を目的として策定する計画であるとともに、「第 5 次那覇市総合計画」を上位計画とし、対象者別福祉関連計画や健康づくり計画、その他関連計画等との整合性を保つものとし、多様な推進主体との連携・協働により、「支え合い（共助）」のしくみを創るための指針を示す福祉分野の上位計画であり、個別福祉計画では取り上げられない地域の課題や問題に対応します。

本計画における推進施策の実効性を高めていくためには、社会福祉法第 109 条において「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として明確に位置付けられている社会福祉協議会\*との連携が必要不可欠であり、「地域福祉活動計画」はその行動指針を示すものと位置付けられます。



## (2) 地域福祉計画・地域福祉活動計画の一体的策定

### 1) 地域福祉計画

地域福祉計画は、地域住民の参画を図りながら、住民主体の活動によって地域における課題解決に向けた基本的な方向性と必要とされるサービスの提供体制に関わる基本指針を示した行政計画です。

### 2) 地域福祉活動計画

地域福祉活動計画は、地域の福祉を推進するために、社会福祉協議会が推進すべき活動内容の具体的指針を示す計画です。

両計画は地域における多様な生活課題に対し地域住民と協働し、共に支え合う「共助」のまちづくりを推進するという共通の方向性を有する計画となります。

第4次那覇市地域福祉計画は、「第2次那覇市地域福祉活動計画」と一体的に策定し、地域福祉を推進する上での共通の基本理念や基本目標等を共有することによって、効果的な支援施策を推進します。

### (3) 計画の期間

2019年度を初年度とした2023年度までの5カ年を計画期間とします。なほ高齢者プラン、なほ障がい者プラン、子ども・子育て支援事業計画等の個別計画等との基本的な方向性並び支援策を検討する際の枠組みとなる圏域について整合性を保つものとします。

また、社会情勢や地域実情等の変化に伴い、計画内容の変更に必要が生じた場合は適宜見直しを行います。

第4次那覇市地域福祉計画及び第2次那覇市地域福祉活動計画の期間

	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
第5次那覇市総合計画	(第5次) ~2027年まで					
第4次那覇市地域福祉計画 第2次那覇市地域福祉活動計画	→					→
高齢者福祉計画・介護保険事業計画	(第7期)	(第8期)				
子ども・子育て支援事業計画	→	(第2期)				
健康なは21	(第2次)	→				(第3次)

### 3 計画見直しのポイント

#### (1) 社会福祉法の改正

##### 1) 改正社会福祉法の概要

第4次那覇市地域福祉計画及び第2次那覇市地域福祉活動計画の策定に係る改正社会福祉法の概要は以下のとおりです。(2018年(平成30年)4月1日施行)

##### ①地域福祉計画の充実(第107条)

市町村が地域福祉計画を策定するように努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づけ

また、市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項の追加

##### ②「我が事・丸ごと※」の地域福祉推進の理念を規定(第4条)

支援を必要とする住民(世帯)が抱える多様で複合的な地域生活課題※について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨を規定

##### ③上記理念を実現するために、市町村が以下の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定(第106条)

○地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備

○住民に身近な圏域において、分野をこえて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制

○主に市町村圏域において、関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制

##### 2) 計画に盛り込むべき項目

改正社会福祉法107条の規定により、以下の項目について盛り込むこととなっています。なお、二重下線部分については改正に伴い追加されたものとなります。

1 地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

2 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

3 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

4 地域福祉に関する活動への住民参加の促進に関する事項

5 前条第一項各号に掲げる事業(包括的な支援体制の整備)を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

## 第2章 計画の基本的な考え方



## 第2章 計画の基本的な考え方

### 1 第3次計画の取り組み状況と課題

地域福祉計画では、公的なサービス（生活保護や高齢者福祉事業等）などの「公助」をセーフティネットとしながら、多様な課題を複数抱えるケースや制度の狭間にいるケースなどを含め、だれも孤立しない（排除されない）地域づくりが求められます。

第3次那覇市地域福祉計画では『みつける』『つなげる』『みまもる』をキーワードに、大きく3つの柱（目標）があり、柱ごとに目指す方向性、施策の方針と主な取り組みなどが位置づけられています。目標ごとの取り組み状況を踏まえた課題を整理します。

#### 目標1 福祉活動を推進するための風土づくり

市民や活動団体において、思いやりの心、違いを認め、排除しない心（福祉の芽）を育む風土を作ることで、市民全体の福祉意識の醸成を目標としています。

教育や各種セミナー、交流活動等を通じて、地域に目を向け、生活の中で見守り、何かあれば協働できる人を育てること、また地域の核となる自治会等の活動の維持・活性化、育成を図ることであり、「地域力」を高めるための土台づくりといえます。

##### 【主な取り組み】

- 福祉意識を育むための子ども向けセミナー
- 道徳、総合的な学習の時間等を活用した福祉教育
- 児童会や生徒会を中心としたあいさつ運動
- 地域と連携した伝統文化継承種まき事業\*（市立保育所）
- 公民館講座、祭り等を通じた交流機会、自治会活動への支援
- 地域見守りネットワーク\*の構築、「地域見守り隊\*」の普及
- 見守りチャーム隊の推進
- なは市民活動支援センター\*での市民活動の普及啓発、各種団体との協働推進

##### 【課題】

学校での道徳の時間、総合的な学習の時間、心のバリアフリー\*セミナーなどを通じ福祉意識の醸成に努めています。今後は、圏域における展開、年齢を問わず多くの市民が参加しやすいセミナーの内容や呼びかけ方法等の検討が求められます。

地域見守り隊については、自治会を中心に新たな結成に努めており、結成数は増加してきています。今後は自治会の空白地域もあることから、通り会なども対象にするなど地域見守り隊の結成促進を図ります。また、見守り対象中心が誰か（自治会加入の有無、年齢や性別、家族構成など）、地域で孤立しがちな対象がいないか確認する必要があります。

見守りネットワークについては、平成29年に郵便局との協定を結び、郵便の配達中に気づいた異変等について、行政につながる仕組みができました。

また、高齢者、障害のある方や子育て世帯など、住宅の確保に配慮を必要な方（要配慮者）は増加していますが、賃貸住宅への入居を拒まれる事例も多く、「民間住宅の賃貸人が要配慮者の入居を拒まない住宅」の供給促進が課題となります。

## 目標2 必要な人に最適な支援が届く仕組みをつくる

地域に目を向ける人が育つことで、課題を抱える人に「気づき」、「みまもる」ことにつながります。しかし状況によっては専門的な支援を要することもあります。状況が複雑化・深刻化すること防ぐ、または課題の解決に向けて、できるだけ円滑に適切な支援へ「つなぐ」仕組みづくりが目標となります。

### 【主な取り組み】

- 相談体制の充実（地域包括支援センター※、相談支援事業所※（障がい）、子育て世代包括支援センター※等）
- 広報誌やパンフレット、ホームページ、SNS等を活用した情報提供
- コミュニティソーシャルワーカー※配置、人材データバンク※、チャージポイント※制度
- 地域見守り会議※（関係者間での協議の場）
- 成年後見制度※の利用支援
- 災害時要援護者の把握及び支援
- 就職・生活支援パーソナルサポートセンター※

### 【課題】

相談については、中核となる機能が高齢者（地域包括支援センター18カ所）、障がいのある人（相談支援事業所5カ所）、子ども及び子育て世代（地域子育て支援センター※8カ所、子育て世代包括支援センター「ら・ら・らステーション」2カ所）と対象毎に設置されています。地域包括支援センターについては、平成30年度より18カ所（2小学校に1カ所を目安に）に増設し、相談支援機能の強化が図られています。今後は、身近な地域での相談対応を図るため、各相談機能同士の連携、将来的な圏域ごとの機能拡充の必要性等についても検討が求められます。

地域課題やニーズの把握、対象者の状況に応じて、適切な支援の提供をコーディネートするコミュニティソーシャルワーカーが現在、6名配置されています。今後は4行政区ごとの体制強化に向け、コミュニティソーシャルワーカーの適正配置が課題となります。

高齢者数の増加にともない認知症高齢者も増え、権利擁護※についてニーズが高まることが予想されるため、成年後見制度の利用支援の拡充が求められます。また今後は、独居高齢者の増加を踏まえ、「看取り」のあり方もテーマとなります。緊急医療情報キット※の設置とあわせて、個人の尊厳を守るため終末期の本人希望を記入する「終活支援ノート※」の活用を進めています。

生活困窮者自立支援制度※に基づき、包括的な相談窓口を設置し、専門資格を有する相談員を配置し対応の充実を図っていますが、相談ケースが複雑化してきており、生活困窮者就労準備支援など新たな事業の検討が求められています。

生活困窮者対策の充実を図るため、生活困窮者庁内連携推進会議を開催し庁内の窓口担当者と連携強化に努めており、複雑・深刻な課題を抱えるケースへの対応に向け、更なる庁内の連携強が求められます。

### 目標3 住民による支え合いで地域力を育む

行政と市民、地域団体、コミュニティソーシャルワーカー、サービス提供事業者、教育関係者、事業者等の力を結集し、「地域力」を高め、だれも地域から排除されないよう支えることを目標としています。

#### 【主な取り組み】

- 民生委員児童委員の拡充と活動強化
- なは市民協働大学・大学院<sup>※</sup>での、協働によるまちづくりを実践できる人材育成
- なは市民活動支援センターにおける市民活動への支援
- 那覇市協働大使<sup>※</sup>同士の連携強化
- 食生活改善推進員、健康づくり推進員、母子保健推進員<sup>※</sup>の養成
- 自主防災組織の結成促進
- 地域ふれあいデイサービス<sup>※</sup>の拡充、児童館における多世代交流
- 自治会及び校区まちづくり協議会の支援と設立の推進
- 子どもの居場所づくり、子どもの貧困対策支援団体に対する支援

#### 【課題】

地域の見守りや支え合い活動において、民生委員児童委員の役割も重要となります。広報誌やSNSの活用、市役所職員退職者への呼びかけ、地域福祉懇談会<sup>※</sup>での交流などを通じて、新たな民生委員児童委員の確保に努めているものの、欠員により活動が十分ではない地域が存在しています。

子どもの貧困対策として、居場所づくりや支援員の配置、ネットワークの構築が進められています。子どもの居場所は増加しているものの、運営主体ごとに差があり、居場所づくりが定着するための仕組みづくり、子ども居場所が目指すべき役割・機能とは何かを議論し、関係者間で共有していくことなどが求められます。

地域コミュニティにおいては、これまで自治会が地域の核として大きな役割を担ってきており今後も極めて重要となります。しかし近年、自治会加入率は低下傾向にあり、自治会を担う役員の高齢化は進行し、後継者不足が表れていることから、自治会に多くの地域住民等が参加し地域に「暮らし」「働き」「学ぶ」「楽しむ」ことなどを通じて関わる仕組み作りが求められています。

新たなコミュニティである「校区まちづくり協議会」においても、平成30年12月末現在、8校区において設立され、地域の実情に応じて活動を展開しています。協議会の運営を担う役員の中には、複数の団体で役員を兼任している方がおり、特定の方に負担が生じていることから、新たな担い手の発掘・育成が求められています。

また、地域でも、行政が開催する地域会議において、主催は異なるものの類似テーマで会議が行われ、負担を感じる事もあり、行政関係機関は横断的に内部で情報を共有・連携し、負担軽減を図ることが求められます。

2 小学校区におけるコミュニティの考え方（「小学校区コミュニティ推進基本方針」より）  
希薄化する地域コミュニティを再建するため、市では「小学校区コミュニティ推進基本方針」を策定し実施しています。

#### (1) 将来像

本市の目指す将来像は、地域で生活する人々が主体的に連携・協力しあいながら、その地域の課題解決に取り組んでいる地域コミュニティであり、それが市内全域に広がっている姿です。

#### (2) 校区まちづくり協議会とは

校区内で活動する自治会、PT(C)A 及び地域で活動する個人・企業・事業所等、地域の全ての方々で構成する団体が、それぞれの目的や活動を尊重し合い、緩やかに連携・協力しながら、合意形成を図ったうえで、地域の課題解決を図っていくことを目的として、自主的に設立した組織をいいます。

#### (3) 小学校区におけるコミュニティを推進するための7つの柱

##### ① 協議会の設立支援

市は、校区内で活動する自治会、PT(C)A 及び地域で活動する個人・企業・事業所等、地域の全ての方々で構成する団体が、合意形成を図ったうえで、主体的に校区まちづくり協議会を設立する際に、当該協議会に対する助言等の支援を行う。

##### ② 範囲

基本的な範囲は概ね小学校区とするが、地域の実情に応じて、その地域の声を尊重し、その特性を活かした範囲とすることができる。

##### ③ 目的

校区内で活動する団体等が、校区まちづくり協議会を設立し、それぞれの目的や活動を尊重し合い、緩やかに連携・協力しながら、地域の課題解決を図っていくことを目的とする。

##### ④ 活動拠点

活動拠点は、小学校にある地域学校連携施設\*を基本とした校区内にある公共施設等とする。

##### ⑤ 協議会としての認定

市は、那覇市校区まちづくり協議会支援事業実施要綱に基づき、届出をした協議会について、その要件を確認したうえで認定する。

##### ⑥ 財政的支援

市は、那覇市校区まちづくり協議会支援事業実施要綱に基づき、認定された協議会に対し、各年度で定められた予算の範囲内で必要と認められる額の補助金を交付する。

##### ⑦ その他の支援

市は、多様な地域特性を尊重し、その特性に応じた協議会の運営及び活動に対して、効果的な支援を行う。

また、必要に応じて、既存の協議会からのアドバイザーを派遣することができる。

地域福祉の推進に校区まちづくり協議会は欠かせない存在と考えます。

### 3 第4次計画における重点的な取り組み

地域福祉計画では、違いや多様性を認め合う住民意識と相互の支え合いが土台となります。貧困や職を失った人、障がい者を有する人、性的マイノリティ、複合的な困難を抱える人など、社会的に排除するのではなく、共に生きる社会づくり（ソーシャル・インクルージョン）という視点が重要となります。

地域福祉計画を改めて福祉分野の上位計画として位置づけ、共に生きる社会づくりに関する方向性を示す役割を担います。

#### (1) 圏域の明確化

市民が地域課題を他人事ではなく「我が事」（「自分ごと」）として認識し、課題解決に向け行政や様々な団体等と連携しながら、主体的に福祉活動を実践していく範囲として、那覇市で地域福祉を展開する圏域を明確にします。

【主な取り組み】 ・ 計画の圏域（P10）

#### (2) 圏域での支えあいのあり方

地域包括支援センターが設置されている範囲（概ね2小学校区単位）を中圏域とし、自治会・通り会単位の『地域見守り隊』、『小学校区まちづくり協議会』、『地域福祉懇談会』、『見守りチャーターびら隊』の活動を通じた重層的な見守り、支えあいのあり方を整理します。

【主な取り組み】 ・ 圏域での支えあいのあり方（イメージ）（P13）

#### (3) 横断的連携体制の構築

行政と住民、多様な関係者、関係機関等との協働をすすめ、制度の狭間への対応や生活困窮者のような各分野に横断的に関係する相談者への対応、共生型サービス\*などの分野横断的な福祉サービスの展開などを図るためにも市内の横断的連携体制の構築を図ります。

【主な取り組み】 ・ 那覇市地域包括ケアシステム\*市内推進会議を通じて、全市民を対象とした市内の横断的連携体制の構築を図ります。（P41）

#### (4) PDCA サイクルによる計画の推進

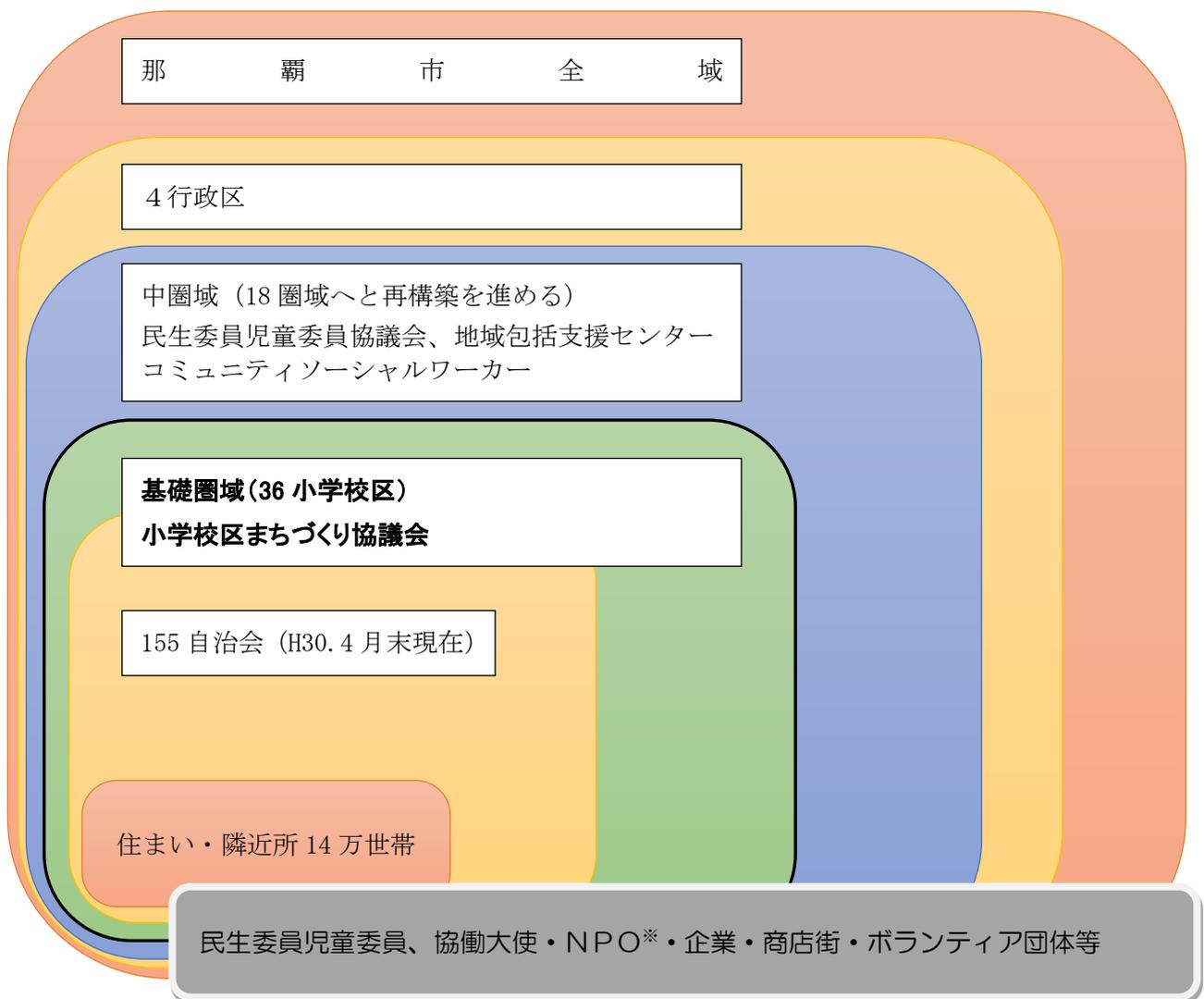
計画を着実に推進するために、年度ごとの計画の実施状況の点検を進め、関係する課との共通認識を図りながら、類似する事業の統合や役割分担など、必要に応じて取り組みの改善することで効果的な計画の推進を図ります。

【主な取り組み】 ・ 第4章 計画の推進にあたって（P53）

## 4 計画の圏域

### (1) 那覇市における福祉活動圏域の考え方

本市の人口規模や・地理的条件などの環境、第5次那覇市総合計画及び関連する計画において定める圏域等を踏まえ、市民が地域課題を「自分ごと」として認識し、課題解決に向け行政や様々な団体等と連携しながら、主体的に福祉活動を実践していく範囲として、36の小学校区を福祉活動の基礎圏域と設定します。



### ①那覇市全域

那覇市における市民サービスの窓口業務を行い、那覇市社会福祉協議会などの関係団体をはじめ、NPO/ボランティア団体などによるすべての市民を対象とする範囲。

### ②行政区（4圏域）

4つの行政区（本庁・真和志・首里・小禄）。那覇市役所及び各支所を通じた地域住民の行政サービスの拠点を有し、コミュニティソーシャルワーカーが担当する範囲。

### ③中圏域（18圏域）

概ね徒歩 30 分以内に移動できる 2つの小学校区を基準とし、1カ所の地域包括支援センターが拠点となりケア体制を構築する範囲。単位民生委員児童委員協議会についても再編し同様の範囲とし、身近な地域で相談対応とともに、複雑なニーズに対しても多様な地域資源と連携し適切な支援につなげるなどを展開する範囲。

### ④基礎圏域（小学校区 36 圏域）

那覇市内にある 36 の小学校区を単位とし、自治会や通り会、PT(C)A、ボランティア等が地域住民の日常生活や地域活動を実践する基礎圏域。地域のつながりが希薄化する中、これまでの枠を超えた新たなコミュニティとしての「校区まちづくり協議会」を展開する範囲。

### ⑤自治会

平成 30 年 4 月末現在、155 の自治会があり、年々加入率の低下が課題となるものの、社会福祉協議会や民生委員児童委員などと連携した地域の福祉活動の基盤となる極めて重要な組織。また地域の相談役として厚生労働大臣から委嘱された民生委員児童委員と自治会活動が連携した地域福祉活動は、地域の安全安心な暮らしにとって欠かせない存在。

(2) 中圏域の区分エリア（案）

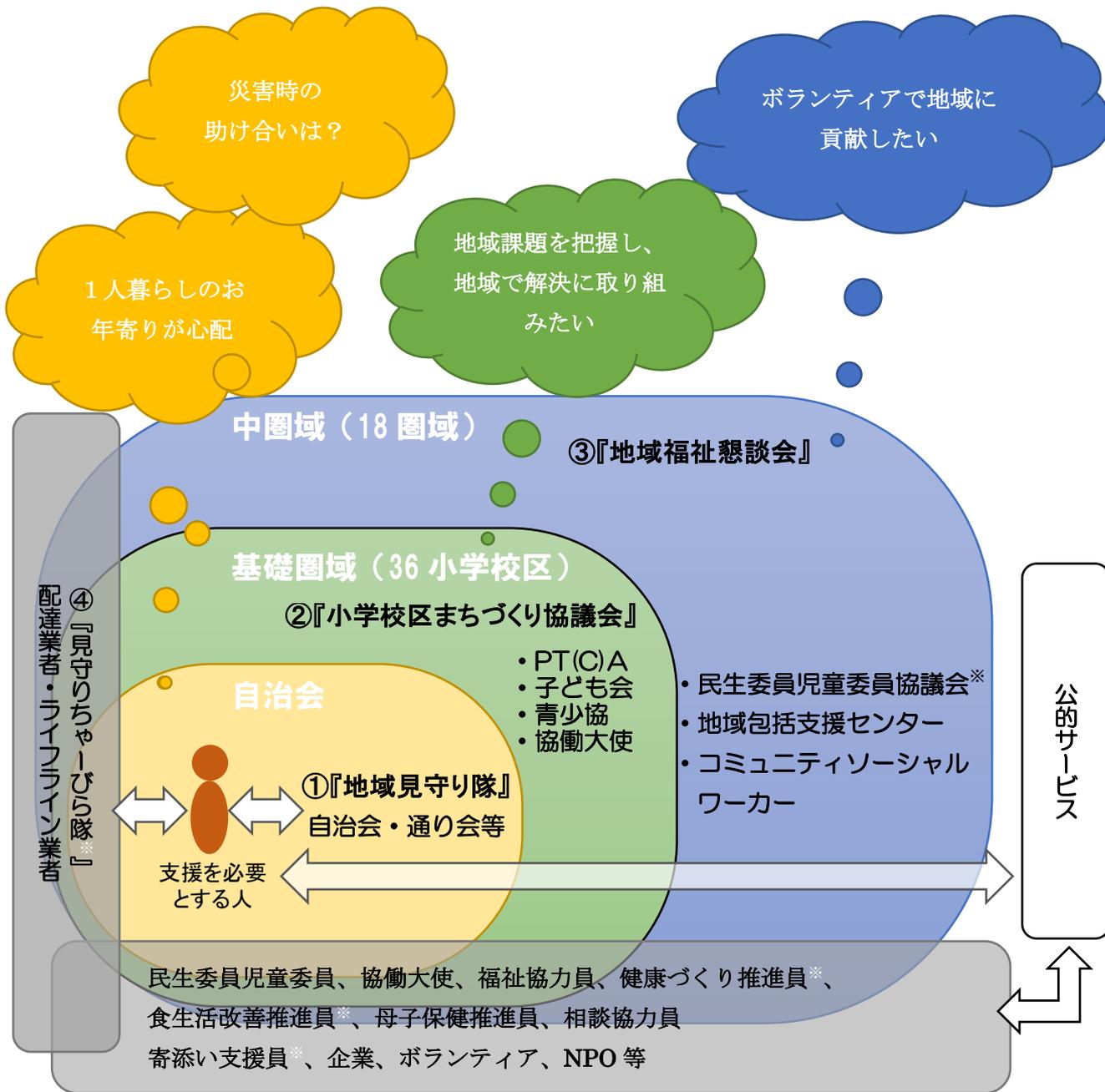
行政区	中圏域	小学校区	人口(参考)
首里	1 石嶺	城東小、石嶺小	18,982
	2 大名	城北小、大名小	14,999
	3 城西	城西小、城南小	19,223
真和志	4 繁多川	識名小	13,618
	5 松川	大道小、松川小	16,381
	6 松島	真嘉比小、松島小	15,359
	7 識名	真和志小、上間小	15,375
	8 古波蔵	与儀小、古蔵小	18,829
	9 国場	仲井真小、真地小	25,207
本庁	10 安里	壺屋小、神原小	17,648
	11 新都心	銘苺小、天久小	14,517
	12 安謝	安謝小、曙小	16,545
	13 泊	泊小、那覇小	19,746
	14 若狭	若狭小、天妃小	18,748
	15 城岳	城岳小、開南小	16,276
小禄	16 かなぐすく	垣花小、金城小、さつき小	23,031
	17 小禄	小禄小、小禄南小	21,551
	18 高良	宇栄原小、高良小	17,958

(3) 中圏域を定める上での留意事項

地域包括支援センターが担当する日常生活圏域、単位民生委員児童委員協議会の区域の再編、市内 36 校区を全域とした「校区まちづくり協議会」については、それぞれで圏域が異なることから、各圏域の整合性を図る必要があります。

中圏域の具体的なエリア設定にあたっては、小学校指定通学区域とは異なるエリア設定（主要道路や高低差でエリアを分割する等）もありうること、校区まちづくり協議会の関わる自治会等が近隣エリアにまたがる可能性があること、民生委員・児童委員の充足状況などに留意する必要があります。特に圏域の境界部については、新たな圏域設定によって、地域のつながりが分断されることがないように、隣接する圏域に関わる民生委員児童委員や自治会など、多様な関係者等と連携を図りながら範囲設定等を進めるものとします。

5 圏域での支えあいのあり方（イメージ）



※那覇市と那覇市社会福祉協議会が連携・協力し、①『地域見守り隊』、②『小学校区まちづくり協議会』、③『地域福祉懇談会』、④『見守りチャームピラ隊』の活動を通じて、重層的な見守り体制を構築します。



## 6 基本理念

『第5次那覇市総合計画』では、「なはで暮らし、働き、育てよう！笑顔広がる元気なまち NAHA ～みんなでつなごう市民力～」を将来像に掲げ、市民、関係団体及び企業、事業所等と行政が力を合わせて協働によるまちづくりを進めています。

総合計画では、まちづくりの担い手一人ひとりを結びつける「絆」が重要であると位置づけ、「協働の絆」「平和の絆」「共生の絆」「活力の絆」「共鳴の絆」の5つの絆を築いていくことをまちづくりの基本姿勢としています。

市民一人ひとりが主役（担い手）となり、支え合い、安心を育むなはのまちを目指して、第4次那覇市地域福祉計画・第2次那覇市地域福祉活動計画においても「第3次那覇市地域福祉計画・那覇市地域福祉活動計画」の基本理念を引き継ぐものとします。

# 赤ちゃんからお年寄り みんなが主役 なはのまち ～支え合い あんしん育む ゆいまーる～

地域福祉は見守り・支え合い・子育て・介護・安心・安全等について、児童・高齢者・障がいのある人のように、対象ごとに考えるのではなく、地域で暮らすすべての人にかかわる共通のテーマとして考えています。

また、福祉や介護、子育てといった分野にとどまらず、地域全体の中で、「このような地域にしたい、このような取組をしたい」という地域づくりをとおし、それまで関わってこなかった人たちに関心を持ってつながってもらい、地域の支え合いの輪を拡げる事も重要だと考えています。

## 『赤ちゃんからお年寄り みんなが主役 なはのまち』

子どももお年寄りも、障がいがあろうとなかろうと、男性であろうと女性であろうと性的マイノリティであろうと、外国籍の人も、すべての市民がサービス利用者であり地域づくりの主体です。

一人ひとりの個性を認め合い、個人の尊厳を守ることが大切です。また、民生委員児童委員、社会福祉協議会、福祉関連事業者、ボランティア、自治会、小学校区まちづくり協議会、NPOなども地域福祉の担い手となります。

一人ひとりの想いが生かされ、いきいきと輝き、ひとまちは活力にあふれゆたかになる・・・それが、私たち一人ひとりが創る「なは」の地域福祉の姿です。

## 『支え合い あんしん育む ゆいまーる』

支えられている立場の人も、誰かを支える立場になることもあります。そういった「地域における支え合い」を確認し、お互いに安心を育むことが大切です。

また、ひとりで悩みを抱えている人や孤立感をもっている人などが、悩み事などについて声をあげやすくするには、地域において日常的にお互いが分かり合える関係を築いていくことが大切です。

そうすることによって、たとえ災害等に直面したとしても地域の力を合わせて、様々な困難を乗り越えることもできるでしょう。

「みつける：悩みを抱える人を見つける」、「つなげる：悩みや困難を抱える人を支援につなげる、地域がつながる」「みまもる：地域で連携し、さりげなく見守る」という地域の支え合いのサイクルがうまく機能するまちづくりを目指しています。

## 7 地域福祉を推進する上での視点

### ①他人事ではなく自分ごと《誰も孤立させない》

地域や職場、家庭での「つながり」が薄れるなか、福祉や介護、住まい、就労などの「くらし」や「しごと」に関する地域生活課題を複数抱えた人は複雑な課題なため何処に相談して良いかわからない場合があります。また、個人の責任ではない病気、失業などの生活困難が発生する場合もあり、それらについて周囲の理解が足りないために孤立してしまうと、状況がより複雑化、重度化する危険性があります。

誰にでも起こり得る地域生活課題を主体的に知る・関心を持つことで「自分ごと」として捉え、地域全体で解決しようという意識が大切です。

### ②住民主体《わたしたちが》

一人ひとりの市民が、地域の一員としての自覚と役割を担い、地域の様々な活動に参画することが大切です。

身近に交流する機会や気軽に集まれる場所をつくることで地域に関心を示し、多くの市民がつながり、住民主体の地域をつくることができます。

### ③個人の尊重《一人ひとりを大切に》

子ども、障がいのある人、外国人など一人ひとりの個性を認め合い、それぞれの生き方を尊重することが大切です。

そのため、必要なサービスを誰もが利用できるよう内容を工夫し、情報を提供する必要があります。個人の尊重がサービスの質の向上や地域活動の広がりにつながります。

### ④協働《みんなで支え合って》

住民一人ひとりの力とともに、地域で活動する多様な人や組織（民生委員児童委員、ボランティア団体、自治会、NPO、社会福祉協議会、福祉事業者、医療機関、企業等）が専門性を活かし行政と連携しながら多様な福祉活動に関わることが大切です。

これらの人や組織がそれぞれの役割を担い、協働していくことによってより効率的な支え合いの輪を広げることができます。

### ⑤地域資源の活用《人材や資源の有効活用》

地域の多様な人材を発掘し育て、また地域にある既存の施設や組織などのあらゆる社会資源を有効活用し、組み合わせることがゆたかなまちづくり、次世代へつながっていきます。

## ⑥地域性《地域らしさを大切に》

住み慣れた地域で生涯ゆたかに暮らしていくためには、それぞれの地域の特性に見合った活動やサービスの在り方を考える必要があります。

## ⑦安全・安心《暮らしやすさを大切に》

地域の安全は、地域のつながりや支え合いで培われています。地域の安全は、地域で守るという意識の醸成を図りつつ、地域独自の防災、防犯活動への取り組みやその活動を通じた新たな地域コミュニティの形成を促していくことも必要です。

## ⑧世代を超えた交流《赤ちゃんからお年寄りまで》

地域において、世代を超えてつながる機会を持つことが重要です。子ども、おとな、高齢者が多様な交流をもつことが生き活きとした地域づくりにつながっていきます。



**【基本理念】** 赤ちゃんからお年寄り みんなが主役 なはのまち ～支え合い あんしん育む ゆいまーる～

**【地域福祉を展開する上での視点】**

- ①他人事ではなく自分ごと《誰も孤立させない》      ②住民主体《わたしたちが》      ③個人の尊重《一人ひとりを大切に》      ④協働《みんなで支え合って》
- ⑤地域資源の活用《人材や資源の有効活用》      ⑥地域性《地域らしさを大切に》      ⑦安全・安心《暮らしやすさを大切に》      ⑧世代を超えた交流《赤ちゃんからお年寄りまで》



**【重点的な取り組み】**

- (1) 圏域の明確化
- (2) 圏域での支えあいのあり方
- (3) 横断的連携体制の構築
- (4) PDCA サイクルによる計画の推進

**目標1 福祉活動を推進するための風土づくり**

1-1 地域や人がつながるきっかけをつくる

- 1-1-(1) やさしさ・思いやりの心を育む (P22)
- 1-1-(2) 自然にあいさつを行える地域づくり (P23)
- 1-1-(3) 子どものふるさとづくりの推進 (P24)
- 1-1-(4) 地域活動などに参加しやすいきっかけをつくる (P25)

1-2 地域関係団体等の活動支援

- 1-2-(1) 自治会・地域コミュニティ活動の活性化支援 (P26)
- 1-2-(2) 民生委員児童委員の活動支援 (P27)
- 1-2-(3) 各種関係団体等の活動支援 (P28)

1-3 誰もが安心して暮らせる地域をつくる

- 1-3-(1) 防犯、防災を通じた地域づくりの推進 (P29)
- 1-3-(2) ひとにやさしいまちづくりの推進 (P30)
- 1-3-(3) 居住に課題を抱える世帯への支援 (P31)

**目標2 必要な人に最適な支援が届く仕組みをつくる**

2-1 サービスの利用支援と質の向上

- 2-1-(1) 相談支援体制の充実 (P33)
- 2-1-(2) 情報提供体制の充実 (P34)
- 2-1-(3) 利用者のニーズに合ったサービスの充実 (P35)

2-2 適切な支援につなぐ仕組みづくり

- 2-2-(1) コミュニティソーシャルワーカーの養成と確保 (P36)
- 2-2-(2) ボランティアコーディネート機能の充実 (P37)
- 2-2-(3) 地域見守り会議の推進 (P38)

2-3 支援を必要とする市民への対応

- 2-3-(1) 権利の擁護 (P39)
- 2-3-(2) 避難行動要支援者に対する支援 (P40)
- 2-3-(3) 複合的な困難を抱える人に対する支援 (P41)

**目標3 地域力を高め多様な支え合いの輪を広げる**

3-1 地域の福祉を担う人材の育成

- 3-1-(1) 福祉人材の掘り起しと育成 (P43)
- 3-1-(2) 各種ボランティア活動の促進 (P44)

3-2 活動の場の充実

- 3-2-(1) 活動拠点の確保 (P45)
- 3-2-(2) 世代を超えて誰もが気軽に集える「場」づくりの支援 (P46)

3-3 地域の課題を見つけ・見守る体制をつくる

- 3-3-(1) 地域における見守り活動の推進 (P48)
- 3-3-(2) 地域の生活支援活動の活性化 (P50)
- 3-3-(3) 事業者の社会貢献活動の促進 (P51)



### 第3章 計画の目標と具体的取り組み



### 第3章 計画の目標と具体的取り組み

#### 目標1 福祉活動を推進するための風土づくり

【統計データや市民意識調査からみる現状】

- 本市は、人口の社会動態で年間1万5千人前後の転入、転出があります。
- 自治会数は平成26年（160カ所）から減少し、平成30年4月に155カ所となっています。また自治会加入率は一貫して低下を続け平成29年に17.3%となっています。
- 災害時などの際に住民が互いに支え合うことができる範囲は「隣近所」が最も多く（49.5%）、次いで「自治会・通り会」（25.6%）となっています。
- 現状の隣近所とのつきあいは、「会えばあいさつをかわす程度」（50.5%）が最も多くなる一方で、今後の隣近所とのつきあいでは、「内容によっては相談し、助け合う」「相談事はしないが、世間話をする程度」など、現状よりも深いつきあいを求めています。

都市化や生活スタイルの多様化によって、地域や人とひととのつながりは希薄化しつつありますが、現在でも地域で支え合い、安心して暮らし続けたいという思いを多くの市民が持っています。

一人ひとりが地域の一員として、地域に愛着と感心を持ち住民や地域活動団体等と顔見知りとなり、繋がっていくことが必要です。

多様なテーマで住民同士がつながるきっかけづくりを通じて、地域住民を中心とした新たな支え合いの仕組みを生む土台となる、思いやりの心を持った人づくり並びに誰も社会から排除されることのない地域づくりを進めます。

#### 地域住民や地域で活動する団体に期待されること

<p><b>【自助】一人ひとりができる事</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○隣近所の方々には積極的にあいさつを交わしましょう。</li> <li>○地域の祭りや伝統芸能にふれる機会や地域活動に積極的に参加しましょう。</li> <li>○自治会活動を理解し、自治会へ加入するようにしましょう。</li> <li>○民生委員児童委員の活動に対する理解を深めましょう。</li> <li>○防犯パトロールや防災訓練に積極的に参加しましょう。</li> </ul>	<p><b>【共助】いろいろな人が支え合う活動</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○登下校のこどもたちへの声掛けを習慣化していきましょう。</li> <li>○気軽に参加できる雰囲気をつくり、世代間交流を進めましょう。</li> <li>○自治会活動の内容に関する情報提供に努めましょう。</li> <li>○民生委員児童委員の担い手となる人材の発掘・確保など、活動を支援しましょう。</li> <li>○子どもの見守りや防犯パトロールを通じて、地域の安全を守りましょう。</li> </ul>
<p>関係する地域活動団体 自治会・民生委員児童委員協議会・PT(C)A・老人クラブ、校区まちづくり協議会等</p>	

## 1-1 地域や人がつながるきっかけをつくる

### 1-1-(1) やさしさ・思いやりの心を育む

だれもが支援を必要とする当事者になり、また支援する担い手にもなることもあります。だれもがよりゆたかに生きるために、お互いに尊重し相手を思いやる心を育み、地域ぐるみで支え合うという意識を深めていくため身近な家庭や地域、学校、職場などの様々な関わりを通して学ぶ機会を創設します。

#### ■市の取り組み

市内小学生向けの障がいのある方の当事者講話や市内小学生及び市民向けに心のバリアフリーセミナー（疑似体験セミナー）を実施します。	福祉政策課
道徳教育・特別活動・総合的な学習の時間の充実を図り、福祉意識の醸成に努めます。	学校教育課
就学前の教育保育におけるインクルーシブ*方針のもと、発達支援保育や行事、異年齢交流、地域交流（美化活動やウチナーグチ交流等）を実施し、ノーマライゼーション*の意識の醸成に努めます。	こども教育・保育課
福祉のまちづくり推進講座やパネル展を開催し、やさしさ、思いやりの心を育むきっかけづくりに努めます。	福祉政策課

#### ■社会福祉協議会の取り組み

##### ● 福祉教育プログラムの研究開発

市社協では、これまで小中学校を中心に車いす体験やアイマスク体験を通して福祉教育活動を推進してきました。一方で「地域見守り隊」の結成も進み、住民主体の地域福祉活動を推進するためには成年層への福祉教育の取り組みも重要になります。ボランティアセンター\*運営委員会における小委員会を設置し、福祉教育プログラムの調査研究を行い、また「地域見守り隊」、自治会、まちづくり協議会でのモデル実践を行います。

##### 【指標】

項目	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
福祉教育小委員会の設置・運営(年3回)					
モデルプログラムの開発実践					

### 1-1-(2) 自然にあいさつを行える地域づくり

支え合いの地域をつくるには、住民同士や地域関係者等が何らかの関わりを持ちながら、繋がっていくことが必要です。気軽にあいさつを交わすことで、お互いに「顔見知り」になり、日頃から気になる人に声をかけ、「お互いさま」の関係を築きながら地域ぐるみで支える輪を広げる取り組みを進めます。

#### ■市の取り組み

自治会の文化活動や親睦活動等を支援することで、地域のあいさつが活発になるような機運づくりを推進します。また学校などでのあいさつ運動を推進します。	まちづくり協働推進課 学校教育課 市民生活安全課
地域の清掃活動等を通してあいさつ運動、地域と連携したキャリア教育を通じた交流を展開します。	公民館

### 1-1-(3)子どものふるさとづくりの推進

ひとは日々の暮らしの中で、自分が生まれ育った場所を「ふるさと」と認識することは、心のよりどころであり「地域力」の源となると考えます。子ども達が幼いころから、地域の歴史や伝統文化、地域行事等に親しむとともに、学校、地域団体活動等との関わりや世代間交流を通じて、子ども達のこころの中に「ふるさと」を育てていきます。

#### ■市の取り組み

地域の祭りや伝統文化、うちなーぐち等に親しむ機会につながる多世代交流等の自治会活動・市民活動を推進します。	まちづくり協働推進課 こども教育・保育課 文化振興課
公民館講座や「旗頭フェスタ in なは」等により那覇市の歴史・文化を活かしたまちづくりを推進します。	生涯学習課 公民館

#### ■社会福祉協議会の取り組み

##### ● 子ども食堂における運営連携会議の推進

本会が受託する「子どもと地域をつなぐサポートセンター系」では、市内の15カ所の子ども食堂等が地域に定着するための取り組みとして運営連携会議をモデル推進している。子ども食堂と地域の子どもの支援にかかわる関係者を繋ぎ、地域で子どもを見守り、ふるさとと実感できるようなネットワークづくりに取り組みます。

##### 【指標】

項目	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
運営連携会議の 推進	新規 2カ所	新規 2カ所	新規 2カ所	新規 3カ所	新規 3カ所

※2018年度(平成30年度)は3カ所実施

### 1-1-(4) 地域活動などに参加しやすいきっかけをつくる

さりげなく見守り、支え合う「地域の力」を育むためには、住民一人ひとりの“想い”や“気づき”を引き出していくことが大切です。

地域住民が日頃から無理せず「やれること」、「できること」から始め、緩やかなかたちで地域の担い手として行動、協働することが出来るよう、興味を引き付ける情報提供並びに多様なテーマによる交流機会の充実に取り組みます。

#### ■市の取り組み

四者会議*を開催し、情報共有並びに連携の強化に努めます。	福祉政策課
地域の実情に応じて地域福祉懇談会の充実に努めます。	福祉政策課
スポーツ・レクリエーション活動を通じた交流を支援します。	市民スポーツ課
自治会の祭り、文化活動、親睦活動等を通じた地域の交流を支援します。	まちづくり協働推進課
なほ市民活動支援センターにおいて、人材データバンク事業を実施し、ボランティア人材とボランティアをを求める団体をつなげるコーディネートを行い、市民が支え合う「地域の力」を育みます。	まちづくり協働推進課
公民館活動等を通して地域住民の交流を図ります。	公民館

#### ■社会福祉協議会の取り組み

##### ● 四者会議

平成 26 年度から福祉政策課と共に継続した「四者会議」を行政区単位に開催し、「地域見守り隊」等の活動状況を共有し、地域の支え合いの取り組みを普及します。

##### 【指標】

項目	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
行政区単位の四者会議の開催	年 1 回 ずつ	年 1 回 ずつ	年 2 回 ずつ	年 2 回 ずつ	年 2 回 ずつ

##### ● 『見守りフォーラム』の開催

フォーラムを開催し、地域の支え合いの取り組みを地域福祉関係者だけでなく、若い世代への広報活動を行います。

##### 【指標】

項目	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
見守りフォーラムの開催					

## 1-2 地域関係団体等の活動支援

### 1-2-(1) 自治会・地域コミュニティ活動の活性化支援

地域福祉活動を推進するための最小の地域福祉活動推進基礎組織は自治会であると考えています。本市の自治会組織率は低下しているとはいえ、155カ所の自治会は「思いやりの心（福祉の芽）」や「つながり」を育む土台として大変重要なものとなっています。しかしながら、役員や自治会活動の担い手不足が大きな課題となっています。多様な世代が自治会活動に関心を持ち、緩やかに関わりを持つことができるように、自治会活動の内容等に関する情報の提供を行うとともに、地域独自の活動に対する助成の検討を行うなどの支援に取り組みます。

#### ■市の取り組み

自治会に関する情報提供を行います。	まちづくり協働推進課
自治会設立についての相談・助言を行うなど活動を支援します。自治会設立後、活動に対する各種補助金等の支援を行っています。	まちづくり協働推進課
全ての小学校区において、校区まちづくり協議会の設立を推進します。協議会設立後、助言及び活動に対する支援を行っています。	まちづくり協働推進課

#### ■社会福祉協議会の取り組み

##### ● 防災に関する部会の設置推進

校区まちづくり協議会に対し、コミュニティソーシャルワーカーが災害時要配慮者支援部会を位置づけ、地域における防犯・防災の地域活動を推進します。

##### 【指標】

項目	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
部会の実施	銘苅 小学校区	新規 1カ所	新規 1カ所	新規 1カ所	新規 1カ所

##### ● 地域福祉懇談会の開催

単位自治会の中には社会福祉協議会の事業や地域福祉活動を知らないところがあります。地域福祉懇談会を様々な規模（単位自治会毎、小学校区、民児協区）に応じて開催し、住民の地域における福祉活動への理解を深めていきます。

##### 【指標】

項目	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
地域福祉懇談会の開催					

## 1-2-(2) 民生委員児童委員の活動支援

民生委員児童委員は、地域の見守り、支え合い活動の重要な役割を担っています。しかし、近年欠員が続いており、支え合い、見守り活動が困難な地域が存在しています。

そのため、社会福祉協議会等と連携し民生委員児童委員の活動に対する理解と協力を得るよう普及啓発を図るとともに、定数確保に向けた取り組みを行います。また、個人情報等の取り扱いに留意しつつ情報共有体制の整備を進めるなど、民生委員児童委員活動の充実に向けた支援を行います。

さらに、地域の様々な団体等との連携強化を図るため、計画の中圏域（18 圏域）に合わせ単位民生委員児童委員協議会の再編を進めます。

### ■市の取り組み

民生委員児童委員の充足率向上を図ります。	福祉政策課
民生委員児童委員の活動に内容に対する広報・啓発を行います。	福祉政策課 公民館
中圏域（18 圏域）に合わせ単位民生委員児童委員協議会の再編を進めます。	福祉政策課

### ■社会福祉協議会の取り組み

- 地域人材の掘り起こしを行う

民生委員児童委員の欠員に対し、コミュニティソーシャルワーカーが単位民児協と連携し、小地域における人材の掘り起こしを行い、欠員対策に協力します。

#### 【指標】

項目	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
支え合いマップ等 CSW育成研修の実施	年 2 回	年 2 回	—	—	—
モデルエリア 実践					

### 1-2-(3) 各種関係団体等の活動支援

老人会、子ども会、婦人会などの地域団体やボランティア団体等の福祉関係団体は、地域活動の土台であり、専門性を活かした地域福祉活動を担う重要な存在です。

それぞれの団体が、その機能を十分に発揮した地域活動を展開することができるように、組織基盤の強化や活動に対する支援を行うとともに、多様な関係機関と連携したネットワークを形成するための支援を行います。

#### ■市の取り組み

地域関係団体等の活動に関する情報提供並びには市民活動支援センターを拠点とした活動支援を行います。	まちづくり協働推進課
自治会、老人会、障がい福祉団体などに対して、地域コミュニティの活性化や協働に関する活動支援を行います。	福祉政策課、チャージョウ課、障がい福祉課、まちづくり協働推進課
子どもの居場所を運営するボランティア団体の活動が継続できるよう、地域とのネットワーク構築等に関する支援を行います。	保護管理課
なは市民活動支援センターにおいて、市民活動全般を支援します。 (市民活動の普及啓発、相談、講座、助成金、企業のCSR支援)	まちづくり協働推進課

#### ■社会福祉協議会の取り組み

##### ● 福祉関係団体連絡会の開催

赤い羽根共同募金や歳末助け合い募金の助成を受けている団体に対し、募金運動の広報及び協力を呼びかけ、地域福祉活動を推進する機運を高めます。

##### 【指標】

項目	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
福祉関係団体連絡の開催	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回

##### ● 社会福祉法人等の公益的活動の推進

市内の法人が持つ特性を活かし、地域福祉活動を強化推進する取り組みを行います。具体的には、子ども食堂の普及等、テーマ毎の連絡会を企画実施します。

##### 【指標】

項目	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
テーマ毎の連絡会開催	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回

##### ● ボランティアセンター登録の個人ボランティア連絡会の開催

登録する個人ボランティアに対し、民生委員児童委員や訪問型サービスB\*、ふれあいデイサービス運営協議会\*、ファミリー・サポート・センター\*の紹介を行い、新たなボランティアの担い手としての呼びかけを行う。

##### 【指標】

項目	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
登録ボランティアの検証作業	実施	—	—	実施	—
登録ボランティア連絡会の開催	プログラム企画	年1回	年1回	年1回	年1回

### 1-3 誰もが安心して暮らせる地域をつくる

#### 1-3-(1) 防犯、防災を通じた地域づくりの推進

事件、事故などに巻き込まれにくい地域づくりや台風、地震、津波等からの被害を最小限に防ぐなど、安全と安心感のあるまちづくりが強く求められています。

お互いに助けあい、地域の安全は地域で守り、安心して生活できる地域づくりのために、何が必要かを自ら考え行動する取り組みを進めます。

#### ■市の取り組み

那覇市地区、豊見城地区安全なまちづくり推進協議会が中心となって、防犯に関する情報提供を行い、安全な生活環境の充実に努めます。	市民生活安全課
自治会や校区まちづくり協議会、地域住民等が主体となった自主防犯活動を支援します。	市民生活安全課 まちづくり協働推進課
防災講話の実施並びに自主防災組織の結成を促進します。	防災危機管理課 まちづくり協働推進課
公民館講座、リッカ！ヤールーキャラバン等により、震災時に必要な「知識」の普及を図ります。	公民館
地方再犯防止推進計画の策定を検討します。	福祉政策課

#### ■社会福祉協議会の取り組み

- 防災に関する部会の設置推進（再掲）

校区まちづくり協議会に対し、コミュニティソーシャルワーカーが災害時要配慮者支援部会を位置づけ、地域における防犯・防災の地域活動を推進します。

#### 【指標】

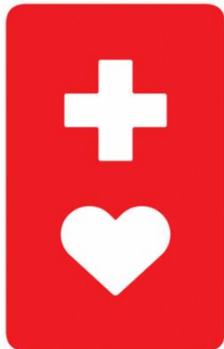
項目	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
部会の実施	銘苅 小学校区	新規 1カ所	新規 1カ所	新規 1カ所	新規 1カ所

### 1-3-(2)ひとにやさしいまちづくりの推進

すべての人が日々の生活を安全で安心して過ごしていくことができるよう、ユニバーサルデザイン※に基づくまちづくりを進めます。

#### ■市の取り組み

バリアフリー基本構想を策定し、ユニバーサルデザインを推進します。	都市計画課
ヘルプマーク※の交付、パーキングパーミット制度※の啓発を行います。	障がい福祉課
ユニバーサルデザインに基づくまちづくりを進めます。	建築工事課、道路建設課、道路管理課、花とみどり課
福祉のまちづくりパネル展を開催しユニバーサルデザインの普及啓発に努めます。	福祉政策課



#### ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方がいます。そうした方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助が得やすくなるよう、「ヘルプマーク」を作成し、普及に取り組んでいます。



#### パーキングパーミット制度

障がいがあり、かつ歩行困難な方に「那覇市身障者用駐車場利用認定証」を交付し、車に表示してもらうことで、身障者用駐車場の利用が、誰の目からも適正であることを明らかにしながら、他の駐車場利用者のマナーやモラルの向上に繋げていくことを目的に実施するものです。

### 1-3-(3) 居住に課題を抱える世帯への支援

高齢者、障がいのある方や子育て世帯など、住宅の確保に配慮が必要な方（要配慮者）は今後も増加が見込まれることから、民間住宅の賃貸人が要配慮者の入居を拒まない住宅の登録促進を図ります。

#### ■市の取り組み

民間住宅の賃貸人が要配慮者の入居を拒まない住宅の登録促進を図ります。	まちなみ整備課
居住支援協議会 <sup>*</sup> と連携し関係機関への情報共有を進めます。	福祉政策課

#### ■社会福祉協議会の取り組み

##### ● 居住福祉課題の研究協議

高齢者だけでなく、障がい者においても見守り活動や住まいの確保の課題があります。社協内の各課及び県居住支援協議会や不動産関係者、相談事業所と連携し、地域福祉委員会を設置し、居住福祉課題の研究協議を行います。

【指標】（社協内）地域福祉委員会の開催・協議

項目	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
地域福祉委員会の運営	局内協議	委員会の開催			

## 目標2 必要な人に最適な支援が届く仕組みをつくる

【統計データや市民意識調査からみる現状】

- 心配事の相談相手は、「家族・親戚」(80.8%)、「友人・知人」(58.6%)が高く、「市役所の相談窓口」(13.4%)、「社会福祉協議会の相談窓口」(4.5%)は身近な相談相手と比較して低くなっています。
- 困っているときなどにご近所の方に支援してほしいことは、「急病時の病院などへの通報」「災害時の手助け」「安否確認の声かけ・見守り」が上位となっています。
- 困っている方に対する支援でできると思うことは、上記と同じ項目が高く、ニーズと支援のマッチングが求められます。
- 災害時に手助けを必要とするとの回答が約3割、そのうち1割強が助けてもらえる人がいないと回答しており、災害時への対応が求められます。

住民や地域団体、事業者等が課題を抱える人に気づいた場合、課題が深刻化しないよう日常の中で連携しながら見守っていける地域づくりを目指します。専門的な支援が必要と判断されるケースについて、必要な情報や最適な支援が円滑に届く仕組みづくりに努めます。

表面化しづらいニーズの把握に努めるとともに、行政と事業者の連携だけでなく多様な地域資源の掘り起こし、公的サービスとインフォーマル<sup>\*</sup>サービスの組み合わせなど、コーディネート機能の強化を図るとともに、健康や福祉に関する相談支援体制の確立や各種サービスの質の向上を図ります。

### 地域住民や地域で活動する団体に期待されること

<p><b>【自助】：一人ひとりができること</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○困ったときや苦しいとき、市役所や社協、民生委員児童委員等へ相談しましょう。</li> <li>○公開できる範囲で、個人情報の提供を行いましょう。</li> <li>○ボランティア活動に積極的に参加しましょう。</li> <li>○近隣の人とは日常のあいさつ等を通じて、相談しあえる関係づくりに努めましょう。</li> <li>○違いを認め、一人ひとりの人権を尊重しましょう。</li> <li>○災害時に避難する際、不安な場合は避難支援希望者として登録しましょう。</li> </ul>	<p><b>【共助】：いろいろな人が支え合う活動</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○困っている人に気づいたら市役所や社会福祉協議会、民生委員等に知らせましょう。</li> <li>○関係機関と連携し、福祉サービス等に関する情報提供に協力しましょう。</li> <li>○社会福祉施設等と連携しボランティア活動の場を広げていきましょう。</li> <li>○周囲の人への気配り、こころ配りをあげましょう。</li> <li>○関係機関と連携し、権利擁護に対する啓発活動を進めます。</li> <li>○地域の避難場所や避難経路、災害時の情報伝達方法等を各団体の役割を事前にきめ、日頃から見守り活動を行いましょう。</li> </ul>
<p>関係する地域活動団体 ボランティア団体・自治会・民児協・老人クラブ・PT(C)A・中学校区青少年健全育成協議会・企業、校区まちづくり協議会等</p>	

## 2-1 サービスの利用支援と質の向上

### 2-1-(1) 相談支援体制の充実

市内には、地域包括支援センターをはじめ、地域子育て支援センター、子育て世代包括支援センター、障がい者相談支援事業所、こども発達支援センター\*など、拠点を通じた相談体制の強化や民生委員児童委員、相談協力員\*、福祉協力員\*との連携による身近な相談支援の充実に取り組んでいます。

相談内容が、多岐にわたり複雑化するなかで、それらに対応するため、関係団体や地域との連携を深め、生活課題を整理し相談支援につなぐ仕組みや、専門機関につなぎ適切なサービスを利用できる相談支援体制の充実に取り組みます。

#### ■市の取り組み

<p>専門相談員の配置や相談しやすい環境づくり、相談支援機関との連携強化など、相談対応の充実を図ります。</p>	<p>ちやーがんじゅう課 障がい福祉課 地域保健課 こども教育・保育課 こどもみらい課 市民生活相談室 平和交流・男女参画課</p>
<p>横断的なネットワークを構築し、支援対象者の早期把握及び相談対応など、生活困窮者に対する包括的支援を行います。</p>	<p>保護管理課</p>
<p>子ども家庭総合支援拠点を設置し、子どもとその家庭に関する相談全般への充実強化を図り、児童虐待の未然防止に努めます。</p>	<p>子育て応援課</p>

#### ■社会福祉協議会の取り組み

- コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の配置

コミュニティソーシャルワーカーは、「地域見守り隊」を結成し、要援護者の情報共有や関係機関との役割分担を行う。また地域の生活支援も協議・検討します。

## 2-1-(2) 情報提供体制の充実

支援を必要とする市民が適切なサービスを利用するためには、サービス利用に関する情報について、理解しやすく容易に入手できる情報提供体制の充実を図ることが必要です。

真にサービスを必要としている市民に、適切な情報をわかりやすく、行きわたらせる体制づくりに取り組みます。

### ■市の取り組み

広報誌への掲載や広報誌への情報チラシの折り込み、市ホームページを通じた情報提供を行います。その際、年齢や障がいの有無に関わらず、情報を得られる仕組みづくりに努めます。	福祉政策課、チャージゅう課、障がい福祉課、こどもみらい課、子育て応援課、地域保健課、健康増進課、平和交流・男女参画課
市民の友の点字版や音声版の発行、市ホームページを通じた市内在住外国人向けの情報提供を行います。	秘書広報課
児童館、公民館等の地域施設からの情報発信を充実します。	こども政策課 公民館
大雨、暴風などの警報について、防災行政無線や防災気象情報メールを活用し周知を図ります。	防災危機管理課
民間住宅の賃貸人が要配慮者の入居を拒まない住宅制度の周知を図ります。	まちなみ整備課

### ■社会福祉協議会の取り組み

- 市社協の広報強化
  - ・社協の広報不足を解消するために、市広報誌との連携や市内のコミュニティFMと連携し、市社協の取り組みを分かりやすく伝えます。
  - ・市社協広報のリーフレットを活用し継続的に広報します。

#### 【指標】

項目	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
社協リーフレットの作成・広報					
コミュニティFMとの連携	企画調整	実施			
「なは市民の友」との連携	企画調整	実施			

## 2-1-(3) 利用者のニーズに合ったサービスの充実

住民一人ひとりが主体的に自分に合ったサービスを選び利用し、住み慣れた地域で自分らしく生涯ゆたかに暮らしていくことができるように、福祉サービスの質の向上が求められています。

専門性を地域の資源として活用できるように福祉人材の資質の向上を図るとともに地域住民、企業などが協働し、地域ニーズに応じた新たなサービスの創設を支援するなど、サービス提供主体の多様な参画による質の高いサービスを提供する体制づくりに取り組みます。

### ■市の取り組み

庁内関係課・関係機関等の事業内容やサービスについて情報共有を図り、できる限り円滑に適切なサービスへつないでいきます。	福祉政策課、チャーがんじゅう課、障がい福祉課、生活保護担当課、こどもみらい課、平和交流・男女参画課、まちなみ整備課
実地調査及び運営指導などを通じて福祉・保育サービス等の質の向上に努めます。	障がい福祉課 チャーがんじゅう課 こども教育・保育課 福祉政策課、保護管理課、まちなみ整備課
研修等を通じて担当職員の資質向上を図ります。	福祉部、こどもみらい部
住民のニーズ把握に努め、関係課の連携強化を図り、分野横断的な福祉サービスなど新たなサービスの創設を検討します。	福祉政策課、チャーがんじゅう課、障がい福祉課、こどもみらい課、まちなみ整備課

### ■社会福祉協議会の取り組み

#### ● 「見守り会議」の開催

コミュニティソーシャルワーカーは、「地域見守り隊」を結成し、要援護者の情報共有や関係機関との役割分担を行う。また地域の生活支援も協議・検討します。実施ができていない見守り隊での実施個所を増やします。

#### 【指標】

項目	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
未実施地域をなくす (現在 15カ所)	12	9	6	3	0

## 2-2 適切な支援につなぐ仕組みづくり

### 2-2-(1) コミュニティソーシャルワーカー養成と確保

住民一人ひとり抱える悩みや生活課題は多岐にわたっています。当事者の立場を考慮したニーズをきめ細かく把握し、制度の利用のみならず様々なサービスや地域資源などを組み合わせることで総合的に対応するコーディネート機能が求められています。

そのため、中圏域(18カ所)における活動を見据え地域の実情に応じてコミュニティソーシャルワーカーの適正配置に努め、自治会や通り会の単位で「地域見守り隊」の組織化を支援するとともに、関係機関と連携しながら個々の状況に応じ見守り活動や公的サービス等につなげていくことが出来る仕組みづくりに取り組みます。

#### ■市の取り組み

社協のコミュニティソーシャルワーカーの適正配置に努めます。	福祉政策課
-------------------------------	-------

#### ■社会福祉協議会の取り組み

- コミュニティソーシャルワーカーの中圏域(18カ所)毎への配置を目指します。
- コーディネート力を高めるための内部研修会の開催

#### 【指標】

項目	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
内部研修会の開催	2回	2回	1回	1回	1回

## 2-2-(2) ボランティアコーディネート機能の充実

地域福祉を推進するためには、各種ボランティアの主体的な活動を広げていくことが重要になりますが、一方で「サービスを利用する側」と「サービスを提供する側」とのマッチング機能が弱く、ボランティア活動を効率的に結びつけることができているという課題があります。

必要とされる多様な地域ニーズに応じて、個々の人の経験と知識で地域に貢献することが出来るように、ボランティアコーディネーター\*を配置し、ボランティア活動の調整・紹介を行う機能の拡充に向けた取り組みを進めます。

### ■市の取り組み

人材データバンク事業を通じて、情報発信・ボランティアの紹介等や、支援を求める側とボランティアのマッチングを進めます。	まちづくり協働推進課
ちゃーがんじゅうポイント制度により、ボランティア先の拡充とボランティアのマッチングを行います。	ちゃーがんじゅう課
ボランティアの普及啓発及びボランティアコーディネーターを養成します。	まちづくり協働推進課、 公民館

### ■社会福祉協議会の取り組み

- ボランティアセンター登録の個人ボランティア連絡会の開催（再掲）

登録する個人ボランティアに対し、民生委員児童委員や訪問型サービスB\*、地域ふれあいデイサービス運営協議会、ファミリー・サポート・センターの紹介を行い、新たなボランティアの担い手としての呼びかけを行う。

【指標】登録ボランティア連絡会の開催（年1回）

項目	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
登録ボランティアの 検証作業	実施	—	—	実施	—
登録ボランティア 連絡会の開催	プログラム 企画	年1回	年1回	年1回	年1回

### 2-2-(3) 地域見守り会議の推進

身近な地域を単位とした「地域見守り隊」により、抜け・漏れのない支援活動を行う体制づくりに取り組んでいますが、複雑・多様化する地域ニーズは、住民の主体的活動のみでは解決できないケースへの対応も求められています。

地域住民の幅広いニーズに柔軟に対応していくため、関係機関が情報の共有化を図りながら、それぞれの役割を担っていくため、地域住民と専門職等が連携したネットワーク会議を設置し、地域における見守り活動を支援する体制づくりに取り組みます。

#### ■市の取り組み

地域住民と専門機関による見守り会議等を通じて、連携強化と支援の充実に努めます。	福祉政策課
地域ケア会議*の個別事例の検討を通じた関係者間の情報共有とネットワーク構築に努めます。	ちゃーがんじゅう課

#### ■社会福祉協議会の取り組み

- 「見守り会議」の開催（再掲）

コミュニティソーシャルワーカーは、「地域見守り隊」を結成し、要援護者の情報共有や関係機関との役割分担を行う。また地域の生活支援も協議・検討します。実施ができていない見守り隊での実施個所を増やします。

#### 【指標】

項目	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
未実施地域をなくす (現在 15 カ所)	12	9	6	3	0

## 2-3 支援を必要とする市民への対応

### 2-3-(1) 権利の擁護

子ども、高齢者、障がいのある人、外国人など、ともに暮らす一人ひとりを認め合い、個人の尊厳を守ることが大切です。

すべての市民が、自分らしくいきいきと豊かに暮らしていくために、相手の立場を尊重し理解を深める取り組みを進めるとともに、自らの選択と決定により福祉サービスを適切に利用することが出来るように支援していきます。

#### ■市の取り組み

人権教育、人権擁護に関する制度の情報提供及び普及啓発に努めます。	市民生活安全課 障がい福祉課 学校教育課
権利擁護支援が必要な人の発見と早期からの相談対応及び成年後見制度の利用促進に努めます。	ちゃーがんじゅう課 障がい福祉課 福祉政策課
虐待の防止と早期発見に向けた地域との連携に努めます。	障がい福祉課 ちゃーがんじゅう課、 子育て応援課

#### ■社会福祉協議会の取り組み

##### ● 法人後見運営委員会の着実な実施

本会で取り組む法人後見の取組みを進めるために法人後見運営委員会を実施しています。

那覇市福祉部（福祉政策課・ちゃーがんじゅう課・障害福祉課）に参加いただき、協働で後見制度を普及するための機会とします。

##### 【指標】法人後見運営委員会の開催

項目	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
運営委員会の開催	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回

## 2-3-(2) 避難行動要支援者※に対する支援

甚大な被害が想定される台風や地震、津波などの災害時に、自力で避難行動をとることが困難な市民に対し、迅速な支援活動を行うことができる体制づくりが重要です。

災害時において必要な支援活動を迅速に行うため、那覇市避難行動要支援者名簿情報の共有化を図る取り組みや、地域の自主防災組織、災害ボランティアなど地域や関係機関等と連携した避難体制の確立と福祉避難所※の指定の拡充に取り組みます。

### ■市の取り組み

避難行動要支援者名簿の作成、民生委員児童委員等の関係機関と連携した支援体制を構築します。また、制度の周知を図ります。	福祉政策課
相談や見守り活動を通じて、避難支援希望者名簿登録に関する周知と登録呼びかけを行います。	ちゃーがんじゅう課 障がい福祉課 福祉政策課
避難支援等関係者と連携した個別計画を策定します。	福祉政策課
那覇市災害弱者緊急通報支援制度※に、新たに「net119 緊急通報システム※」を導入し、更なる周知と利用促進に努めます。	消防局指令情報課
福祉避難所を拡充します。また、福祉避難所設置・運営マニュアルを整備し避難行動要支援者の受け入れ体制づくりに努めます。	福祉政策課
河川浸水地域、津波災害警戒区域、土砂災害警戒区域などに立地する要配慮者利用施設の避難確保計画の策定及び避難訓練の実施を支援します。	防災危機管理課

### ■社会福祉協議会の取り組み

- 防災に関する部会の設置推進（再掲）

校区まちづくり協議会に対し、コミュニティソーシャルワーカーが災害時要配慮者支援部会の位置づけ、地域における防犯・防災の地域活動を推進します。

#### 【指標】

項目	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
部会の実施	銘苅 小学校区	新規 1カ所	新規 1カ所	新規 1カ所	新規 1カ所

### 2-3-(3)複合的な困難を抱える人に対する支援

近年、高齢者が高齢者を介護する老老介護、子育てと介護のダブルケア、高齢者とひきこもりの8050問題※、さらには子どもの貧困問題など、複雑かつ複合的な課題が社会問題として顕在化してきています。

また、失業、疾病、ひきこもり、家族の介護などをきっかけに経済的な困窮に陥り、自らの自信を失い「SOS」の声をせず社会的な孤立につながり課題が複雑化するケースも見られます。

これらの複合的な生活課題を解決するには、福祉の各分野や教育分野など個別の取り組みを進めるだけでは難しくなっています。

このことから、さまざまな生活課題に直面している市民を地域の見守り活動などにより早期に発見し、関係機関と連携し個別の状況に応じた予防的支援から社会的自立にいたる支援を継続的に実施します。また、庁内の横断的連携体制の構築を図ります。

#### ■市の取り組み

那覇市地域包括ケアシステム庁内推進会議を通じて、全市民を対象とした庁内の横断的連携体制の構築を図ります。	全庁（推進会議事務局 ちゃーがんじゅう課）
地域見守り隊や見守りちゃーびら隊と連携し、複合的な課題を抱える市民の把握に努めます。	福祉政策課
生活困窮者自立支援制度に基づき、包括的な相談対応並びに自立に向けた各種支援を行います。	生活保護担当課
子ども寄添い支援員の配置、子どもの居場所づくり、関係者間ネットワークの構築など、総合的な子どもの貧困対策を進めます。	保護管理課 教育委員会
教育現場を含む関係課及び関係機関との連携を強化します。	福祉部 こどもみらい部 教育委員会

#### ■社会福祉協議会の取り組み

- コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の配置（再掲）

コミュニティソーシャルワーカーは、「地域見守り隊」を結成し、要援護者の情報共有や関係機関との役割分担を行う。また地域の生活支援も協議・検討します。

### 目標3 地域力を高め多様な支え合いの輪を拡げる

【統計データや市民意識調査からみる現状】

- 地域やNPO活動については、「参加したことはなく、今後も参加しない」(37.4%)が最も多いが、「参加したことはないが、今後参加してみたい」(24.9%)との意見もあります。
- 今後参加したい活動として、「地域行事等の活動」「地域の環境衛生活動」「高齢者等への支援(家事援助、声掛け)」が上位となっています。
- 地域活動等を活発化させるには、「市内や地域で行われている活動に対する情報の提供」、「地域活動・ボランティア活動拠点の整備」、「地域活動やボランティア活動に対する広報・啓発活動の強化」という意見が高くなっています。
- 重点を置くべき福祉施策として、「福祉サービス利用支援と手続きの簡素化・スピード化」「在宅福祉サービスメニューの充実」「地域での孤立防止や安否確認等の見守り活動の推進」が上位3項目となっています。

誰にとっても、健やかに安心して暮らせる地域をつくっていくためには、日頃から住民同士や地域関係者の顔のつながる関係を築いていくことが必要です。また幅広い世代が関わることで多様性が生まれるとともに、関わる個人、団体が得意分野や強みを結集することで、複雑な課題にも継続して対応できる「地域力」を高めることができると考えます。

地域主体の新たな支え合いを育むため、各種講座やワークショップなど市民との協働の場面において、気軽に活動に参加したくなるテーマ設定や呼びかけの工夫を行うなど、これまで地域に関わりを持つことがなかった人を巻き込むきっかけづくりに努めます。さらに福祉人材の育成・確保を図るとともに、だれもが気軽に活動に参加できる場の整備や福祉活動の担い手となる様々な団体等の活動を支援し、地域独自の様々な活動による「支え合いの輪」を拡げます。

#### 地域住民や地域で活動する団体に期待されること

<p><b>【自助】：一人ひとりができること</b>          ○地域に関心を持ちましょう。          ○興味のあるテーマや自分のできるボランティアに参加してみましょう。          ○地域で独居世帯や高齢世帯、障がいのある人のいる世帯など、気になる世帯へ声をかけましょう。          ○電球の取り換えなど、住民同士の気軽な支援に努めましょう。</p>	<p><b>【共助】：いろいろな人が支え合う活動</b>          ○関係団体等(自治会や青少年関係団体等)で地域課題を話し合う場を持ちましょう。          ○ボランティア活動に参加できるきっかけづくりや登録制度を活用しましょう。          ○地域見守り隊の組織化に努めましょう。          ○社会福祉協議会と連携し、地域の生活支援の実施に協力しましょう。</p>
<p>関係する地域活動団体          NPO・ボランティア団体・民児連・自治会・老人クラブ・福祉協力員・校区まちづくり協議会等</p>	

### 3-1 地域の福祉を担う人材の育成

#### 3-1-(1) 福祉人材の掘り起しと育成

市民一人ひとりが、得意分野を活かして何らかの役割を担い、地域の福祉活動に参加することができる仕組みをつくるのが大切です。

団塊の世代など、あらゆる分野で専門的な知識や技術を持った方々を活用するためのプログラムづくりや潜在的的人的資源の掘り起し等によって多様な福祉人材の確保に努めます。

#### ■市の取り組み

なは市民協働大学・大学院を通じて、協働によるまちづくり活動を行う人材の発掘・育成を行います。	まちづくり協働推進課
手話通訳者※、ピアサポーター※、家族相談員等の育成に努めます。	障がい福祉課
協働大使と連携し、まちづくり活動に参加するためのきっかけづくりに努めます。	まちづくり協働推進課
地域で美化活動を行うクリーンサポーターを拡充します。	クリーン推進課
ボランティアの普及啓発及びボランティアコーディネーターを養成します。(再掲)	まちづくり協働推進課 公民館
社会福祉実習生の受け入れ等を行い、福祉人材の育成に努めます。	福祉政策課

#### ■社会福祉協議会の取り組み

- なは市民協働大学のプログラムに参画し、地域福祉活動や成年後見の普及啓発に取り組みます。

#### 【指標】

- ① 「なは市民協働大学」プログラムへ参加
- ② 「なは市民協働大学」インターン生の受け入れと地域福祉まつりへの参加

項目	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
「なは市民協働大学」へ参加					
インターン生の受け入れ					

### 3-1-(2) 各種ボランティア活動の促進

地域福祉を進める上で、ともに活動支える多くの協力者が必要です。何らかの形で、ボランティア活動に参加したいと思う市民も多く存在しています。こうした、潜在的な人材を掘り起し、活躍してもらうためには住民一人ひとり身近なボランティアとして無理なく活動に参加し続けるができる体制づくりが必要です。社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動に関する情報提供や気軽に活動に参加できる仕組みづくり、マッチング機能を強化等に取り組みます。

#### ■市の取り組み

人材データバンク事業を通じて、情報発信・ボランティアの紹介等や、支援を求める側とボランティアのマッチングを進めます。(再掲)	まちづくり協働推進課
ちゃーがんじゅうポイント制度の実施、介護予防リーダーの養成など、ボランティアの発掘・育成に努めます。	ちゃーがんじゅう課
講演会による精神保健福祉の啓発及び障がいがある人等のボランティア活動の支援を行います。	障がい福祉課
食生活改善推進員を養成します。	健康増進課
母子保健推進員、健康づくり推進員を養成します。	地域保健課
幅広い年齢層に対するゲートキーパー*研修会を実施し、悩みに寄り添う人材の育成に努めます。	地域保健課

#### ■社会福祉協議会の取り組み

##### ● 那覇市災害ボランティアセンターの設置

災害が発生し、那覇市の復興のためにボランティアが必要な場合、那覇市総合福祉センターを中心に関係団体と協働で「那覇市災害ボランティアセンター」を設置し、市と連携したボランティアの受け入れ、コーディネートを行います。

### 3-2 活動の場の充実

#### 3-2-(1) 活動拠点の確保

市内の多くの地域では、支え合いや声かけ、交流の場としての昼食会を開催するなど地域住民や団体等による様々な活動が展開されています。

こうした活動を一層推進するとともに、新しい支え合いの活動を盛り上げていくためには、住民の支えあい活動や交流活動の拠点を確保することが課題となっています。

そのため、既存の公共施設や民間施設などの有効活用を図り、より多くの市民が独自のアイデアを活かした見守り、支え合い活動を推進することができるような環境整備を進めます。

#### ■市の取り組み

地域の方々との交流の場として、学校の地域学校連携施設などの有効活用に努めます。	学校教育課 まちづくり協働推進課
小中学校の地域学校連携施設を地域住民等に広く開放します。	生涯学習課
自治会等が行う地域コミュニティ活動の拠点確保を支援します。	まちづくり協働推進課
なほ市民活動支援センターにおいて、市民活動団体等に事務室や支援ブースなどの活動拠点の提供を行います。	まちづくり協働推進課

### 3-2-(2)世代を超えて誰もが気軽に集える「場」づくりの支援

地域の高齢者、子ども、障がいのある人、子育て中の保護者などが集う居場所や居場所づくり活動の担い手も増えてきています。

身近な地域における居場所の存在は、世代を超えた地域住民の多様な交流の場や、子育てから高齢者の介護などに至る多様な情報を得る機会ともなり、地域や人がつながる場としての役割が期待できます。

地域住民が気軽にあつまり、交流するスペースとして、また、地域の情報交換の場となるように、多様な形態の居場所づくりを進めます。

#### ■市の取り組み

自治会等が行う地域コミュニティ活動（伝統行事、祭り）への支援を行います。	まちづくり協働推進課
なは市民活動支援センターにおいて、地域交流や情報交換の場の提供を行います。	まちづくり協働推進課
地域の集いの場として、就労継続支援 B 型*事業所等との連携により、場所やサービス提供などを活用して実施される認知症カフェなど、共生型の展開に取り組みます。	ちゃーがんじゅう課 障がい福祉課
児童館活動や公民館活動等に通じて、地域の大学生や高齢者など世代間交流を進めます。	こども政策課 公民館
多世代交流子育て支援センター*「ふらっと」において、中高生からお年寄りまで世代間交流を進めます。	こどもみらい課
放課後子ども教室*の実施により、児童生徒の安心安全な居場所づくりを行います。	生涯学習課
地域住民の交流の場や子育てサロン等としての活用など、長期間利用されていない空き家の活用を空き家の所有者等へ促します。	市民生活安全課

■社会福祉協議会の取り組み

● 新たな子ども食堂等の立ち上げ支援

自主的に子ども食堂を推進する機運が高まっています。コミュニティソーシャルワーカーが世代間交流を目標に、新たな子ども食堂の立ち上げ支援を随時行います。

【指標】

項目	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
新規子ども食堂等の立ち上げ支援					

● ふれあい・いきいきサロン\*の新規設置

赤い羽根協働募金を財源とし、居場所が必要なニーズに基づき、ふれあい・いきいきサロンを新規設置します。

【指標】

項目	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
新規設置	5箇所	5箇所	5箇所	5箇所	5箇所

● ふれあい・いきいきサロン活動の強化

サロンの新規立ちあげだけでなく、個々のサロンが地域福祉資源として位置づけられるように、連絡会を開催します。

【指標】連絡会の開催

項目	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
サロン連絡会の開催 (全体またはエリア別)	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回

### 3-3 地域の課題を見つけ・見守る体制をつくる

#### 3-3-(1) 地域における見守り活動の推進

自分の悩みを打ち明けること、人に助けを求めることは簡単ではありません。支援を求める声を出ることが出来ない人を含め、市民のニーズを把握し、地域ぐるみで見守り、支え合う活動を推進するため、本市では「地域見守り隊」の組織づくりを進めています。

支援が必要であるにも関わらず地域とのつながりの弱い方や様々な困難を一人で抱えてしまっている方など、誰もひとりぼっちにしない地域づくりを目指し、みんなで見守る活動を市全域に広げる取り組みを進めます。

#### ■市の取り組み

市民が孤立することを防ぐため、地域見守り隊の結成を支援するとともに、見守り対象の拡充に努めます。	福祉政策課
地域包括支援センターが中心となり、相談協力員、自治会、社会福祉協議会と連携し、地域見守りネットワークを充実します。	ちゃーがんじゅう課
母子保健推進員と連携し、乳幼児健診未受診者に対する訪問など、子育て支援を行います。	地域保健課
障がいのある人、高齢者虐待の防止並びに相談体制の充実など適切な対応を進めます。	障がい福祉課 ちゃーがんじゅう課
1人暮らし高齢者や認知症高齢者の増加を踏まえ、独居高齢者の「在宅看取り」のあり方について検討を進めます。	ちゃーがんじゅう課
子ども家庭総合支援拠点を設置し、子どもとその家庭に関する相談全般への充実強化を図り、児童虐待の未然防止に努めます。(再掲)	子育て応援課
緊急医療情報キットの設置推進、設置後の情報更新等のあり方について社会福祉協議会、地域包括支援センター等関係機関と連携し検討します。	福祉政策課、ちゃーがんじゅう課
救急活動時において、緊急医療情報キットを有効活用できるよう関係機関や消防局内での情報共有を図り、医療機関への適切な引き継ぎに努めます。	救急課 指令情報課

■社会福祉協議会の取り組み

● 「地域見守り隊」の継続設置

コミュニティソーシャルワーカーは自治会だけでなく、サロンやふれデいの運営協議会等の小地域での「地域見守り隊」の設置を行います。

【指標】新規設置

項目	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
「地域見守り隊」の新規設置(5カ所ずつ)	47	52	57	62	67

● 地域福祉懇談会の開催（再掲）

単位自治会の中には社会福祉協議会の事業や地域福祉活動を知らないところがあります。地域福祉懇談会を様々な規模（単位自治会毎、小学校区、民児協区）に応じて開催し、住民の地域における福祉活動への理解を深めていきます。

【指標】

項目	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
地域福祉懇談会の開催					

### 3-3-(2) 地域の生活支援活動の活性化

日常生活における家事援助や配食を通じた見守り活動などの支援を受け、自分らしく自立生活を継続することが出来る方々も少なくありません。また、支えられるだけではなく、支える側になることで生きがいを見出し、地域活動に参加することも重要です。

日頃から住民一人ひとりが「やれること・できること」で支え合う活動や地域の多様な担い手と連携した生活支援サービスの創設を行うなど、新たな支え合いの形をつくる取り組みを進めます。

#### ■市の取り組み

地域ふれあいデイサービスの拡充、買い物や外出などの生活支援を実施します。	ちゃーがんじゅう課
地域包括支援センター等と連携し、高齢者、障がいのある人のゴミ出し支援を実施します。	クリーン推進課
介護予防・日常生活支援総合事業*における住民主体による支援（通所型サービス B 型*等）を推進します。	ちゃーがんじゅう課

### 3-3-(3) 事業者の社会貢献活動の促進

潜在的な地域の課題を見つけ、適切なサービスにつなげる取り組みを広く推進するためには、地域で活動する企業や事業者等と協働・連携した見守り体制を強化していくことが必要です。

本市では、孤立死や「抜け漏れ」のない要援護者の把握体制を構築していくため、業務で地域を回る事業者等を見守り、支え合い活動を推進する一員として協力をお願いしています。「気になる人」を発見し、声をかけながら支え、見守る体制の強化にむけた取り組みを進めます。

#### ■市の取り組み

市内の家庭を業務で訪問する各種事業者と協定を上げるとともに、各課相談窓口の連携強化など、見守りチャームピラ隊等を充実します。	福祉政策課、チャージョウ課、子育て応援課、道路管理課、クリーン推進課、防災危機管理課
--	--

#### ■社会福祉協議会の取り組み

- 福祉協力員の拡充

「地域見守り隊」だけでなく、企業や事業所を対象に福祉協力員の委嘱を推進し、見守り活動の協力者を強化します。

【指標】新たな協力企業・事業所を掘り起こし、随時取り組む。

項目	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
新規企業等の委嘱					



## 第4章 計画の推進にあたって



## 第4章 計画の推進にあたって

### 1 計画の周知

本計画の取り組みは多岐にわたり、計画の推進にあたっては、行政と市民や地域団体、事業者、関係機関等との協力、連携の強化が重要となります。

そのため、広報誌やホームページ等を活用した情報提供、多様な地域活動の機会を通じた本計画の周知に努めます。

### 2 行政内部及び社会福祉協議会等との連携強化

社会的孤立（社会的排除）を「他人事」ではなく「自分ごと」として捉え、悩みを抱える人を見つけ、みまもり、適切な支援につないでいくためには、地域の多様な関係者とのネットワークづくりが求められます。

計画の推進にあたっては、行政内部の横断的連携の強化とともに、地域福祉の推進の両輪である社会福祉協議会の連携強化を図ります。

### 3 計画の進行管理

計画の着実に推進するために、計画の実施状況に関する定期的な点検を実施し、必要に応じて取り組みの改善を行うことで、効果的な取り組みの展開を図ります。



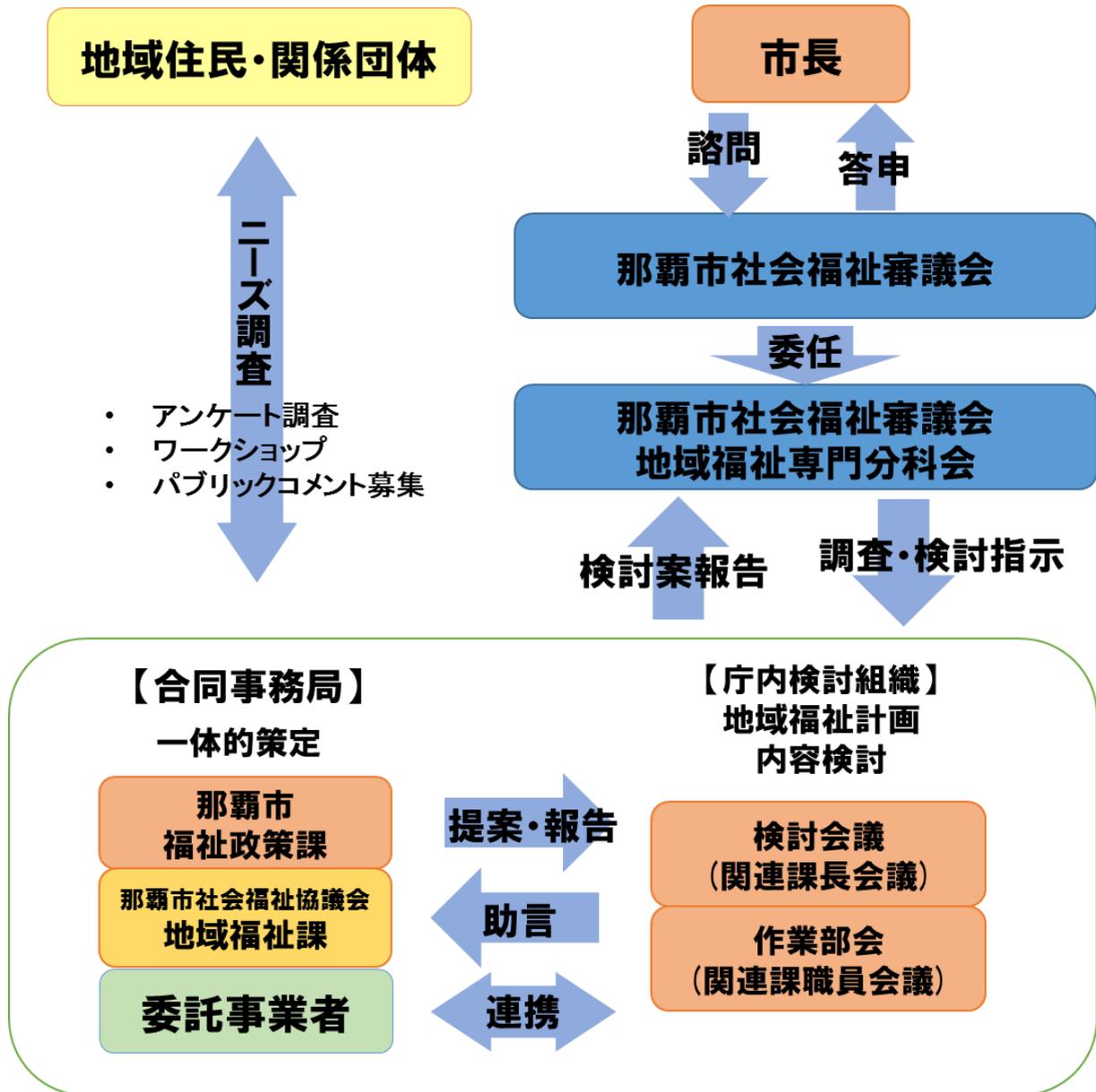
資料編



## 1 地域福祉計画・地域福祉活動計画策定までの経過

年月日	会議名など	内容
<b>平成 29 年度</b>		
平成 29 年 5 月 17 日	地域福祉計画検討会議結成	計画策定スケジュールについて協議
5 月 30 日	那覇市社会福祉審議会	那覇市社会福祉審議会へ諮問
5 月 30 日	那覇市社会福祉審議会地域福祉専門分科会 (以後 地域福祉専門分科会)	計画策定スケジュール、地域福祉活動計画との一体的策定について審議
8 月 9 日	地域福祉専門分科会	計画策定体制、計画期間、計画策定支援業務委託事業者の選定方法について審議
12 月 4 日	地域福祉専門分科会	地域福祉計画に関する市民意識調査項目の審議
平成 30 年 1 月 29 日 ～2 月 16 日	地域福祉に関する市民意識調査実施	那覇市在住の 18 歳以上の方 3,000 名を対象に郵送による配付・回収にて実施
3 月 26 日	地域福祉専門分科会	策定支援業務委託事業者の決定について、市民意識調査の回収率等について報告
<b>平成 30 年度</b>		
5 月 29 日	地域福祉専門分科会	社会福祉法の改正について、進捗状況、策定スケジュールについて報告
7 月 26 日～ 10 月 29 日	住民ワークショップ開催	石嶺小学校区及び若狭小学校区 第 1 回、第 2 回 仲井真小学校区 第 1 回
11 月 15 日～27 日	関係課ヒアリング	福祉部 4 課、こどもみらい課、まちづくり協働推進課
12 月 3 日	住民ワークショップ開催	仲井真小学校区 第 2 回ワークショップ
	地域福祉専門分科会	市民意識調査及びワークショップ結果、現行計画取組状況と課題報告、基本理念、圏域について審議
12 月 20 日	第 1 回 地域福祉計画検討会議作業部会	計画のポイント、具体的な取り組み目標について
	第 1 回 地域福祉計画検討会議	計画のポイント、具体的な取り組み目標について
平成 31 年 1 月 11 日	第 2 回 地域福祉計画検討会議作業部会	計画素案について協議
	第 2 回 地域福祉計画検討会議	計画素案について協議
1 月 21 日	地域福祉専門分科会	計画素案について審議
2 月 1～28 日	計画素案に関するパブリックコメント(市民意見)募集	市ホームページへの掲載、福祉政策課、市政情報センター、三支所(首里、真和志、小禄)、なは市民協働プラザ設置
3 月 6 日	地域福祉専門分科会	パブリックコメント募集結果、那覇市社会福祉審議会委員の意見に対する市の考え方について審議
3 月 11 日	那覇市社会福祉審議会	那覇市社会福祉審議会長から市長へ計画案の答申
3 月 15 日	庁議	計画案について承認

2 計画策定の体制



### 3 那覇市社会福祉審議会委員名簿

#### (1)那覇市社会福祉審議会名簿(平成 30 年度(2019 年度))

No	氏名	所属及び役職	所属専門分科会
1	新城 ヒロ子	那覇市民生委員児童委員連合会 会長	民生委員審査 地域福祉
2	玉井 栄良	那覇市自治会長会連合会 副会長	民生委員審査 地域福祉
3	新本 博司	那覇市社会福祉協議会 会長	民生委員審査
4	小林 貞浩	那覇市立小学校校長会 会長	民生委員審査 地域福祉
5	島村 聡	沖縄大学人文学部福祉文化学科 准教授	民生委員審査
6	高嶺 豊	那覇市身体障害者福祉協会 会長	障がい者福祉
7	知念 道之	那覇市手をつなぐ育成会 会長	障がい者福祉
8	棚原 信子	社会福祉法人からし種の会 理事長	障がい者福祉
9	富樫 八郎	沖縄大学人文学部福祉文化学科 客員教授	障がい者福祉
10	竹籐 登	沖縄県社会福祉士会 会長	障がい者福祉 高齢者福祉介護
11	大湾 明美	沖縄県立看護大学 教授	高齢者福祉介護
12	福井 彰雄	沖縄県介護福祉士会 理事	高齢者福祉介護
13	金城 陽子	沖縄県小規模多機能型居宅介護事業所連絡会 那覇支部会員	高齢者福祉介護
14	定木 麻佐美	那覇市グループホーム連絡会 会長	高齢者福祉介護
15	大城 貴史	沖縄県介護支援専門員連絡会 那覇支部長	高齢者福祉介護
16	名渡山 千枝子	認知症介護を支えるかけはしの会 代表	高齢者福祉介護

17	堀川 美智子	介護と福祉の調査機関おきなわ 代表	高齢者福祉介護
18	仲本 しのぶ	市民介護相談員なは 代表理事	高齢者福祉介護
19	喜納 美津男	那覇市医師会 理事	高齢者福祉介護
20	上地 武昭	沖縄大学人文学部福祉文化学科 教授	地域福祉
21	玉木 千賀子	沖縄大学人文学部福祉文化学科 准教授	地域福祉
22	銘苅 春雄	那覇市協働によるまちづくり協議会 会長	地域福祉
23	山城 章	那覇市社会福祉協議会 事務局長	地域福祉

## (2)地域福祉専門分科会名簿(平成 30 年度)

No	氏名	所属及び役職	専門分科会役職
1	新城 ヒロ子	那覇市民生委員児童委員連合会 会長	委員
2	玉井 栄良	那覇市自治会長会連合会 副会長	会長代理
3	上地 武昭	沖縄大学人文学部福祉文化学科 教授	会長
4	玉木 千賀子	沖縄大学人文学部福祉文化学科 准教授	委員
5	銘苅 春雄	那覇市協働によるまちづくり協議会 会長	委員
6	小林 貞浩	那覇市立小学校校長会 会長	委員
7	山城 章	那覇市社会福祉協議会 事務局長	委員

#### 4 那覇市地域福祉計画検討会議

##### (1)那覇市地域福祉計画検討会議名簿

No	検討会議 役職	所属	役職	氏名
1	委員長	福祉政策課	副部長	新垣 浩
2	副委員長	ちゃーがんじゅう課	課長	山口 芳弘
3	委員	健康増進課	課長	砂川 早百合
4	委員	地域保健課	課長	屋嘉 のり子
5	委員	障がい福祉課	課長	松元 通彦
6	委員	保護管理課	課長	宮城 寿満子
7	委員	こども政策課	課長	平良 進
8	委員	こどもみらい課	課長	照屋 満
9	委員	子育て応援課	課長	儀間 規予子
10	委員	生涯学習課	課長	砂川 龍也
11	委員	学校教育課	課長	馬上 晃
12	委員	防災危機管理課	室長	平良 厚
13	委員	まちづくり協働推進課	課長	又吉 弘
14	委員	消防局指令情報課	課長	屋嘉比 勝
15	委員	市民生活安全課	課長	座安 まり子
16	外部委員	那覇市社会福祉協議会	事務局長	山城 章

## (2)那覇市地域福祉計画検討会議 作業部会名簿

番号	作業部会 役職	所属	役職	氏名
1	部会長	福祉政策課	課長	新垣 浩
2	副部会長	福祉政策課	主幹	岸本 康
3	部会員	ちゃーがんじゅう課	主幹	金城 真理枝
4	部会員	健康増進課	主任保健師	玉城 彰子
5	部会員	地域保健課	主査	松原 千枝子
6	部会員	障がい福祉課	主査	都澤 さやか
7	部会員	保護管理課	主幹	宜保 和幸
8	部会員	こども政策課	主査	渡慶次 亜也子
9	部会員	こども政策課	主事	八幡 紘子
10	部会員	こどもみらい課	主幹	酒井 洋
11	部会員	子育て応援課	副参事	崎枝 智
12	部会員	生涯学習課	主幹	田場 壮子
13	部会員	学校教育課	指導主事	又吉 史晃
14	部会員	防災危機管理課	主事	嘉手苅 周平
15	部会員	まちづくり協働推進課	主査	牧野 香
16	部会員	消防局指令情報課	主幹	與那原 健
17	部会員	市民生活安全課	主幹	池原 哲之

## 5 那覇市地域福祉活動計画策定に関わる那覇市社会福祉協議会役職員名簿

NO	名前	役職	備考
1	玉井 栄良	副会長	那覇市社会福祉協議会内部検討部会参加
2	長嶺 美佐子	副会長	那覇市社会福祉協議会内部検討部会参加
3	宮城 哲哉	常務理事	那覇市社会福祉協議会内部検討部会参加
4	山城 章	事務局長	那覇市社会福祉協議会内部検討部会参加
5	高野 大秋	地域福祉課 課長	第2次那覇市地域福祉活動計画策定統括
6	上地 哲司	地域福祉課 主幹	
7	仲程 大輔	地域福祉課 副主任 地区コーディネーター(首里地区)	
8	玉城 里恵	地区コーディネーター(首里地区)	
9	垣花 愛	地区コーディネーター(真和志地区)	
10	阿嘉 宗治	地区コーディネーター(真和志地区)	
11	石垣 さゆみ	主事 地区コーディネーター(小禄地区)	
12	上原 かおり	地区コーディネーター(小禄地区)	
13	保良 聡美	主事 地区コーディネーター(那覇地区)	
14	上地 早苗	地区コーディネーター(那覇地区)	

## 6 統計データ等からみる那覇市の概況

### ①人口・世帯数

平成30年の那覇市全体の人口は317,992人で、人口推移をみると平成22年～28年までは増加で推移していましたが、平成29年からは減少に転じています。

平成30年の人口の地区別の内訳は、真和志地区が32.8%で最も多く、次いで本庁地区(30.7%)、小禄地区(18.6%)、首里地区(17.9%)となっています。

地区別の人口の推移も那覇市全体の傾向と同様に平成27年もしくは28年頃から減少に転じる傾向がみられます。

また、本庁地区と小禄地区については、平成22年と30年の人口を比較すると、増加しているのに対し、首里地区は減少、真和志地区は横ばいと、行政区で人口の動きに違いが見えます。

総人口

単位:人

行政区	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
那覇市全体	315,452	316,138	317,969	318,708	319,343	319,710	319,858	319,427	317,992
本庁地区	95,181	95,766	96,800	97,085	97,466	97,989	97,665	98,024	97,492
真和志地区	104,336	104,511	104,977	105,500	105,450	105,390	105,355	104,758	104,396
首里地区	58,013	57,882	58,077	57,869	57,902	57,452	57,364	57,195	56,998
小禄地区	57,922	57,979	58,115	58,254	58,525	58,879	59,474	59,450	59,106

※推移で見るため日本人のみ

資料:住民基本台帳(各年3月末)

平成30年の那覇市全体の世帯数は147,084世帯で、平成22年から一貫した増加傾向にあります。一世帯当たりの人員は2.16人と核家族化の傾向が顕著となっています。

平成30年の地区別の内訳は、真和志地区が33.3%で最も多く、次いで本庁地区(33.1%)、小禄地区(17.4%)、首里地区(16.2%)となっています。

地区別の世帯数の推移も那覇市全体の傾向と同様に増加傾向がみられます。

世帯数

単位:世帯

行政区	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
那覇市全体	133,590	135,326	137,684	139,186	140,326	142,276	144,317	145,956	147,084
本庁地区	44,318	45,101	45,916	46,370	46,667	47,354	47,711	48,537	48,704
真和志地区	43,939	44,575	45,449	46,187	46,604	47,271	47,964	48,382	48,919
首里地区	22,321	22,474	22,884	22,931	23,027	23,089	23,376	23,529	23,822
小禄地区	23,012	23,176	23,435	23,698	24,028	24,562	25,266	25,508	25,639

※推移で見るため日本人のみ(日本人と外国人と混合世帯あり)

資料:住民基本台帳(各年3月末)

## ②年齢区分別人口

平成30年の那覇市全体においては、年少人口49,347人(15.5%)、生産年齢人口197,722人(62.2%)、老年人口70,923人(22.3%)となっています。

各年齢区分の推移をみると、年少人口及び生産年齢人口は平成23年～24年以降、減少傾向で推移しているのに対し、老年人口は、逆に増加傾向となっており、少子高齢化が顕著となっています。

平成30年の地区別の動向をみると、本庁地区と真和志地区の2地区については各年齢区分の比率是那覇市全体と同様の傾向となっています。首里地区については、老年人口の比率が他の地区よりも高くなっており、逆に小禄地区は他の地区に比べて老年人口比率が低く、年少人口比率が高くなっています。

年齢区分別人口

単位:人

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	
那覇市全体	315,452	316,138	317,969	318,708	319,343	319,710	319,858	319,427	317,992	100.0%
年少人口(0～14歳)	51,889	51,820	51,679	51,576	51,357	50,938	50,571	49,969	49,347	15.5%
生産年齢人口(15～64歳)	207,043	207,947	209,213	207,476	206,249	204,582	202,572	200,544	197,722	62.2%
老年人口(65歳以上)	56,520	56,371	57,077	59,656	61,737	64,190	66,715	68,914	70,923	22.3%
本庁地区	95,181	95,766	96,800	97,085	-	97,989	97,665	98,024	97,492	100.0%
年少人口(0～14歳)	14,403	14,456	14,781	14,836	-	14,823	14,749	14,567	14,425	14.8%
生産年齢人口(15～64歳)	63,162	63,826	64,347	63,833	-	63,236	62,339	62,093	61,187	62.8%
老年人口(65歳以上)	17,616	17,484	17,672	18,416	-	19,930	20,577	21,364	21,880	22.4%
真和志地区	104,336	104,511	104,977	105,500	-	105,390	105,355	104,758	104,396	100.0%
年少人口(0～14歳)	16,627	16,585	16,368	16,360	-	15,979	15,848	15,574	15,416	14.8%
生産年齢人口(15～64歳)	68,351	68,619	69,087	68,799	-	67,675	66,908	65,941	64,951	62.2%
老年人口(65歳以上)	19,358	19,307	19,522	20,341	-	21,736	22,599	23,243	24,029	23.0%
首里地区	58,013	57,882	58,077	57,869	-	57,452	57,364	57,195	56,998	100.0%
年少人口(0～14歳)	9,625	9,581	9,466	9,413	-	9,274	9,167	9,089	8,972	15.7%
生産年齢人口(15～64歳)	36,480	36,365	36,458	35,757	-	34,603	34,094	33,630	33,162	58.2%
老年人口(65歳以上)	11,908	11,936	12,153	12,699	-	13,575	14,103	14,476	14,864	26.1%
小禄地区	57,922	57,979	58,115	58,254	-	58,879	59,474	59,450	59,106	100.0%
年少人口(0～14歳)	11,234	11,198	11,064	10,967	-	10,862	10,807	10,739	10,534	17.8%
生産年齢人口(15～64歳)	39,050	39,137	39,321	39,087	-	39,068	39,231	38,880	38,422	65.0%
老年人口(65歳以上)	7,638	7,644	7,730	8,200	-	8,949	9,436	9,831	10,150	17.2%

※平成26年は地区別の内訳なし

資料:住民基本台帳(各年3月末)

## ③人口動態

平成29年度の那覇市全体においては、出生数が死亡数を上回る322人の自然増加、転出数が転入数を上回る1,558人の社会減(転出超過)となっており、大きな社会減の影響によって人口は減少しています。

自然動態の推移をみると、出生数は減少傾向がみられるのに対し、死亡者数は増加傾向となっています。この傾向が今後も続く場合、自然動態において死亡者数が出生数を上回る自然減に転じることが想定されます。

また、社会動態においても、これまでの推移から転出数が転入数を上回る社会減の状況が続くことが想定されることから、人口減少の時期の入り口にきていると考えられます。

人口動態

	平成23年度(H23年4月～H24年3月)				平成24年度(H24年4月～H25年3月)				平成25年度(H25年4月～H26年3月)				平成26年度(H26年4月～H27年3月)											
	自然動態		社会動態		自然動態		社会動態		自然動態		社会動態		自然動態		社会動態									
	出生	死亡	転入	転出	社会増加	出生	死亡	転入	転出	社会増加	出生	死亡	転入	転出	社会増加									
那覇市全体	3,399	2,403	996	17,457	16,622	835	3,516	2,443	1,073	16,013	16,347	-334	3,480	2,521	959	16,394	16,718	-324	3,274	2,520	754	16,131	16,518	-387
本庁地区	1,054	820	234	6,843	5,872	971	1,046	831	215	5,891	5,670	221	1,017	828	189	6,073	5,716	357	934	857	77	5,762	5,479	283
真和志地区	1,121	767	354	4,547	4,534	13	1,205	789	416	4,499	4,621	-122	1,171	875	296	4,837	4,850	-513	1,134	873	261	4,343	4,793	-450
首里地区	511	506	5	2,362	2,246	116	544	507	37	2,131	2,338	-207	572	460	112	2,224	2,361	-137	487	452	35	2,081	2,315	-234
小禄地区	713	310	403	3,705	3,970	-265	721	316	405	3,492	3,718	-226	720	358	362	3,760	3,791	-31	719	338	381	3,945	3,931	14

人口動態 つづき

	平成27年度(H27年4月～H28年3月)				平成28年度(H28年4月～H29年3月)				平成29年度(H29年4月～H30年3月)															
	自然動態		社会動態		自然動態		社会動態		自然動態		社会動態													
	出生	死亡	転入	転出	社会増加	出生	死亡	転入	転出	社会増加	出生	死亡	転入	転出	社会増加									
那覇市全体	3,290	2,616	674	16,113	16,639	-526	3,181	2,649	532	15,398	16,361	-963	3,058	2,743	315	14,889	16,139	-1,750	3,058	2,743	315	14,889	16,139	-1,750
本庁地区	1,023	851	172	5,808	5,849	-41	897	875	22	5,770	5,543	227	842	865	-23	5,312	5,326	-14	842	865	-23	5,312	5,326	-14
真和志地区	1,149	874	275	4,172	4,672	-500	1,091	893	198	4,098	4,699	-601	1,072	958	114	3,915	4,566	-651	1,072	958	114	3,915	4,566	-651
首里地区	472	522	-50	2,258	2,353	-95	467	525	-58	2,086	2,247	-161	469	541	-72	1,912	2,297	-385	469	541	-72	1,912	2,297	-385
小禄地区	646	369	277	3,875	3,765	110	726	356	370	3,444	3,872	-428	675	379	296	3,250	3,950	-700	675	379	296	3,250	3,950	-700

※推移で見るため日本人のみ

※行政区別のデータを使用「沖縄県人口移動報告表」と異なる箇所がある

資料：住民基本台帳

#### ④独居高齢者の推移

平成 29 年度の総世帯数に占める高齢者のいる世帯の割合は 34.7% (52,184 世帯) となっています。また、高齢者のいる世帯の中では、単身世帯の割合が最も高くなっています。

平成 21 年度からの推移をみると高齢者の単身世帯は 14,263 世帯 (H21 年度) から 22,272 世帯 (H29 年度) と 8,000 世帯余り増加しています。

独居高齢者		単位:人、世帯									
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
総世帯数		134,257	135,952	137,649	139,232	140,969	142,926	145,706	147,895	150,201	100.0%
高齢者のいる世帯	単身世帯(一人暮らし)	14,263	14,330	14,659	16,242	16,551	17,608	18,911	20,181	22,272	14.8%
	施設入所者を除く				15,528	15,810	16,837	18,140	19,410	21,451	14.3%
	高齢者世帯	8,054	8,255	8,245	8,468	8,905	9,316	9,882	10,338	10,787	7.2%
	施設入所者を除く				8,462	8,897	9,307	9,873	10,329	10,774	7.2%
	その他の世帯	18,940	18,592	18,418	18,599	18,976	19,168	19,227	19,168	19,125	12.7%
	施設入所者を除く				18,599	18,976	19,168	19,227	19,168	19,125	12.7%
	高齢者のいる世帯総数	41,257	41,177	41,322	43,309	44,432	46,092	48,020	49,687	52,184	34.7%
	施設入所者を除く				42,589	43,683	45,312	47,240	48,907	51,350	34.2%

※外国人世帯を含む

資料:高齢者人口等調べ(各年10月1日現在)

#### ⑤ひとり親世帯の推移

平成 29 年度の総世帯数に占めるひとり親世帯等(養育者世帯含む)の割合は 3.3% (5,022 世帯) となっています。

ひとり親世帯等(養育者世帯含む)の約 9 割が母子世帯となっています。

平成 23 年度からの推移をみると、母子世帯及び父子世帯については一時増加傾向で推移するものの、近年は減少傾向に転じている状況が伺えます。母子及び父子世帯に比べて世帯数は少ないものの養育者世帯については、近年増加傾向がみられます。

ひとり親世帯数		単位:世帯							
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
総世帯数		137,649	139,232	140,969	142,926	145,706	147,895	150,201	100.0%
母子世帯		4,452	4,416	4,463	4,473	4,732	4,655	4,578	3.0%
父子世帯		353	377	403	424	416	404	377	0.3%
養育者世帯		36	30	39	37	56	61	67	0.0%
世帯数計		4,841	4,823	4,905	4,934	5,204	5,120	5,022	3.3%

資料:第61福祉行政報告例より(各年度末現在)

## ⑥自治会加入率

現在の自治会の状況（平成30年4月末時点）は、市全体で155自治会があり、自治会加入率は16.7%となっています。行政区ごとの加入率をみると、首里地区の加入率が突出して高く、真和志地区は市平均加入率よりも約5ポイント低い状況となっています。

自治会加入率の推移をみると、平成10年以降は低下の一途をたどっています。自治会数については、平成10年130自治会から平成26年の160自治会をピークに近年は減少傾向にあります。

行政区別自治会加入率(平成30年4月末現在)

	住民登録世帯数	自治会加入世帯数	自治会数	1自治会あたり平均加入世帯数	加入率
那覇市全体	151,168	25,228	155	162	16.7%
本庁地区	51,021	7,547	49	154	14.8%
真和志地区	49,878	5,946	44	135	11.9%
首里地区	24,035	7,167	41	174	29.8%
小禄地区	26,234	4,568	21	217	17.4%

※活動休止中の自治会は含めない

資料：那覇市提供資料

自治会加入率

	住民登録世帯数	自治会加入世帯数	自治会数	1自治会あたり平均加入世帯数	加入率
平成10年	108,828	29,689	130	228	27.3%
平成11年	111,566	30,022	135	222	26.9%
平成12年	113,396	30,134	138	218	26.6%
平成13年	115,550	30,756	144	214	26.6%
平成14年	116,629	30,902	144	215	26.5%
平成15年	119,158	31,354	148	212	26.3%
平成16年	122,045	31,839	150	212	26.1%
平成17年	125,370	31,596	153	207	25.2%
平成18年	126,882	31,482	157	201	24.8%
平成19年	128,627	30,952	156	198	24.1%
平成20年	130,561	29,869	154	194	22.9%
平成21年	132,272	29,772	156	191	22.5%
平成22年	134,107	29,532	156	189	22.0%
平成23年	135,808	29,717	159	187	21.9%
平成24年	138,137	29,773	160	186	21.6%
平成25年	139,822	29,178	159	184	20.9%
平成26年	142,835	29,073	160	182	20.4%
平成27年	145,446	27,702	157	176	19.0%
平成28年	147,909	27,419	158	174	18.5%
平成29年	149,723	25,857	158	164	17.3%
平成30年	151,168	25,228	155	162	16.7%

資料：那覇市提供資料

⑦生活保護世帯数の推移

平成 29 年の市全体の生活保護世帯数等の状況は、被保護世帯が 9,516 件、被保護世帯人員 12,477 人で、保護率は 38.62%となっています。また、平成 22 年からの推移をみると、一貫した増加傾向となっています。

行政区別で見ると、本庁地区と真和志地区が保護率 40%以上で市全体の保護率よりも高い割合となっており、首里地区と小禄地区は 25%未満と市全体に比べて低くなっています。

平成 22 年からの推移をみると、概ねどの行政区でも保護率は徐々に高まる傾向が見られます。

生活保護世帯数及び世帯率

		平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
那覇市全体	人口(人)	315,923	317,002	318,649	319,329	319,953	323,178	323,782	323,032
	被保護世帯(件)	6,993	7,433	7,930	8,338	8,651	8,958	9,311	9,516
	被保護世帯人員(人)	9,985	10,439	10,800	11,524	11,659	12,245	12,368	12,477
	保護率(%)	31.61	32.93	33.89	36.09	36.44	37.89	38.20	38.62
本庁地区	管内人口(人)	95,555	96,236	97,267	97,228	97,893	99,739	100,250	100,483
	被保護世帯(件)	2,591	2,727	2,924	3,047	3,204	3,291	3,319	3,326
	被保護世帯人員(人)	3,601	3,757	3,937	4,164	4,279	4,490	4,411	4,361
	保護率(%)	37.69	39.04	40.48	42.83	43.71	45.02	44.00	43.40
真和志地区	管内人口(人)	104,418	104,684	105,084	105,569	105,349	106,250	106,126	105,454
	被保護世帯(件)	2,536	2,797	3,004	3,240	3,370	3,472	3,735	3,919
	被保護世帯人員(人)	3,778	4,044	4,169	4,537	4,591	4,740	4,897	5,079
	保護率(%)	36.18	38.63	39.67	42.98	43.58	44.61	46.14	48.16
首里地区	管内人口(人)	57,946	58,071	58,014	57,973	57,862	57,677	57,373	57,251
	被保護世帯(件)	710	759	796	828	821	886	896	957
	被保護世帯人員(人)	1,032	1,094	1,120	1,198	1,145	1,275	1,269	1,325
	保護率(%)	17.81	18.84	19.31	20.66	19.79	22.11	22.12	23.14
小禄地区	管内人口(人)	58,004	58,011	58,284	58,559	58,849	59,512	60,033	59,844
	被保護世帯(件)	807	857	920	931	955	999	1,037	1,043
	被保護世帯人員(人)	1,212	1,249	1,285	1,331	1,338	1,425	1,463	1,439
	保護率(%)	20.90	21.53	22.05	22.73	22.74	23.94	24.37	24.05

※被保護世帯数と被保護世帯人員は、病院・施設等が含まれているため総数は一致しない

資料：那覇市提供資料(各年8月末)

⑧就学援助利用率の推移

小学校における就学援助利用率をみると、平成29年度は認定率24.2%（4,817人）となっており、この5年間で0.8ポイントの増加となっています。

中学校における状況は、平成29年度は認定率30.1%（2,722人）となっており、この5年間で0.2ポイントの増加となっています。

就学援助利用率(小学校)

単位:人

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
要保護	449	450	429	428	405
準要保護	4,290	4,342	4,331	4,387	4,412
合計	4,739	4,792	4,760	4,815	4,817
児童数	20,270	19,947	19,930	19,935	19,869
認定率	23.4%	24.0%	23.9%	24.2%	24.2%
申請者数	5,142	5,285	5,283	5,470	5,788
申請率	25.4%	26.5%	26.5%	27.4%	29.1%

資料:平成30年度 那覇市の教育

就学援助利用率(中学校)

単位:人

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
要保護	284	286	275	245	259
準要保護	2,553	2,617	2,594	2,502	2,463
合計	2,837	2,903	2,869	2,747	2,722
生徒数	9,487	9,470	9,320	9,141	9,029
認定率	29.9%	30.7%	30.8%	30.1%	30.1%
申請者数	3,029	3,179	3,135	3,098	3,192
申請率	31.9%	33.6%	33.6%	33.9%	35.4%

資料:平成30年度 那覇市の教育

⑨民生委員・児童委員充足率

民生委員・児童委員の定数 459 人に対して、平成 30 年の現員数は 399 人で充足率は 87% (60 人欠員) となっています。

欠員の状況 (60 人の内訳) を行政区別で見ると、真和志地区が 27 人で最も多く、次いで本庁地区 17 人、首里地区 11 人、小禄地区 5 人となっています。

民生委員児童委員充足率

単位:名

	平成28年					平成29年					平成30年					
	定数	現員数 (主任児童委員)	男性	女性	欠員数	定数	現員数 (主任児童委員)	男性	女性	欠員数	定数	現員数 (主任児童委員)	男性	女性	欠員数	
那覇市全体	459	395(30) 充足率 86%	99	296	64	459	388(31) 充足率 85%	96	292	71	459	399(29) 充足率 87%	103	296	60	
本庁地区	那覇第一民児協	33	26(2)	8	18	7	33	28(2)	7	21	5	33	29(2)	9	20	4
	那覇第二民児協	32	29(2)	4	25	3	32	27(2)	4	23	5	32	31(2)	7	24	1
	那覇第三民児協	28	25(2)	6	19	3	28	25(2)	5	20	3	28	24(2)	4	20	4
	那覇第四民児協	34	27(2)	3	24	7	34	26(2)	4	22	8	34	27(2)	5	22	7
	那覇第五民児協	21	19(1)	3	16	2	21	17(2)	4	13	4	21	20(2)	6	14	1
真和志地区	真和志第一民児協	29	24(2)	3	21	5	29	25(2)	2	23	4	29	27(2)	3	24	2
	真和志第二民児協	30	28(2)	8	20	2	30	23(2)	7	16	7	30	23(2)	8	15	7
	真和志第三民児協	31	24(2)	9	15	7	31	24(2)	10	14	7	31	24(1)	10	14	7
	真和志第四民児協	29	25(2)	5	20	4	29	24(2)	5	19	5	29	24(2)	4	20	5
	真和志第五民児協	30	25(2)	6	19	5	30	28(2)	8	20	2	30	24(1)	7	17	6
首里地区	首里第一民児協	22	22(2)	6	16	0	22	20(2)	4	16	2	22	19(2)	4	15	3
	首里第二民児協	30	28(2)	5	23	2	30	25(2)	4	21	5	30	27(2)	5	22	3
	首里第三民児協	28	23(1)	6	17	5	28	23(1)	5	18	5	28	23(1)	5	18	5
小禄地区	小禄第一民児協	27	22(2)	9	13	5	27	26(2)	11	15	1	27	27(2)	12	15	0
	小禄第二民児協	28	24(2)	7	17	4	28	22(2)	6	16	6	28	25(2)	7	18	3
	小禄第三民児協	27	24(2)	11	13	3	27	25(2)	10	15	2	27	25(2)	7	18	2

資料: 那覇市提供資料(平成28年および平成29年は4月1日現在、平成30年は6月1日現在)

主任児童委員充足率

単位:名

	平成28年					平成29年					平成30年					
	定数	現員数	男性	女性	欠員数	定数	現員数	男性	女性	欠員数	定数	現員数	男性	女性	欠員数	
那覇市全体	32	30	8	22	2	32	31	8	23	1	32	29	6	23	3	
本庁地区	那覇第一民児協	2	2	1	1	0	2	2	1	1	0	2	2	1	1	0
	那覇第二民児協	2	2	0	2	0	2	2	0	2	0	2	2	0	2	0
	那覇第三民児協	2	2	0	2	0	2	2	0	2	0	2	2	0	2	0
	那覇第四民児協	2	2	0	2	0	2	2	0	2	0	2	2	0	2	0
	那覇第五民児協	2	1	1	0	1	2	2	1	1	0	2	2	1	1	0
真和志地区	真和志第一民児協	2	2	0	2	0	2	2	0	2	0	2	2	0	2	0
	真和志第二民児協	2	2	0	2	0	2	2	0	2	0	2	2	0	2	0
	真和志第三民児協	2	2	1	1	0	2	2	1	1	0	2	1	0	1	1
	真和志第四民児協	2	2	0	2	0	2	2	0	2	0	2	2	0	2	0
	真和志第五民児協	2	2	0	2	0	2	2	0	2	0	2	1	0	1	1
首里地区	首里第一民児協	2	2	1	1	0	2	2	1	1	0	2	2	1	1	0
	首里第二民児協	2	2	1	1	0	2	2	1	1	0	2	2	0	2	0
	首里第三民児協	2	1	0	1	1	2	1	0	1	1	2	1	0	1	1
小禄地区	小禄第一民児協	2	2	1	1	0	2	2	1	1	0	2	2	1	1	0
	小禄第二民児協	2	2	0	2	0	2	2	0	2	0	2	2	0	2	0
	小禄第三民児協	2	2	2	0	0	2	2	2	0	0	2	2	2	0	0

資料: 那覇市提供資料(平成28年および平成29年は4月1日現在、平成30年は6月1日現在)

⑩自主防災組織の結成数

平成29年度の自主防災組織数は、75組（16,744世帯）となっており、平成24年度の3組（395世帯）から着実な組織結成が行われています。

組織率及び結成数

	加入組織数(世帯数)	合計組織数(世帯数)	組織率
平成24年度	3組(395世帯)	3組(395世帯)	0.3%
平成25年度	19組(5,584世帯)	22組(5,979世帯)	4.0%
平成26年度	18組(5,445世帯)	40組(11,424世帯)	7.6%
平成27年度	5組(1,235世帯)	45組(12,659世帯)	8.5%
平成28年度	15組(1,245世帯)	60組(13,904世帯)	9.3%
平成29年度	15組(2,840世帯)	75組(16,744世帯)	11.1%

自主防災会組織の役員数および世帯数(平成29年年度) 単位:人、件

	役員数	世帯数
那覇市全体	969	16,744
本庁地区	368	6,069
真和志地区	303	4,140
首里地区	157	3,473
小禄地区	141	3,062

⑪校区まちづくり協議会の状況

校区まちづくり協議会は、平成30年12月末時点で8協議会が設立されています。

●校区まちづくり協議会とは

校区まちづくり協議会は、各小学校校区を区域とし、校区内で活動する自治会を基盤に、PT(C)A及び地域で活動する団体・組織が、それぞれの目的や活動を尊重しあい、緩やかに連携・協力しあいながら、地域が対応できる課題などを協働により、解決を図っていくことを目的とした組織です。



⑫地域学校連携施設のある学校

地域学校連携施設のある学校は、現時点(平成30年11月1日現在)で27校となっています。

●地域学校連携施設とは

地域・学校連携施設(生涯学習館、クラブハウス、ミーティングルーム)は、学校施設を地域の皆さんの学習・文化活動や交流の場として開放するもので、生涯学習の振興と地域のコミュニティづくり、地域と学校との連携・交流の充実を目的としています。

◆◆◆ 地域学校連携施設のある学校 ◆◆◆ (平成30年11月1日現在)

学校名	所在地	連絡先 (記載ないところは学校)	開放時間		面積 (㎡)	和室
			平日	学校休業日		
城東小	首里石嶺町 2-74-1	917-3302	学校長との調整		248	あり
城南小	首里崎山町 4-35-2	917-3305	学校長との調整		250	あり
泊小	泊 2-23-9	864-0009 (泊クラブハウス)	学校長との調整		150	あり
大道小	字大道 146-1	917-3308	学校長との調整		130	あり
松川小	松川 1-7-1	917-3309	学校長との調整		450	あり
識名小	識名 2-2-1	917-3310	学校長との調整		150	あり
真和志小	寄宮 3-1-1	917-3316	学校長との調整		150	あり
城岳小	楚辺 2-1-1	854-6333 (城岳学童クラブ)	18:30-21:30	9:00-21:30	135	あり
開南小	泉崎 1-1-6	917-3320 (開南学童クラブ)	9:00 - 21:30		269	あり
垣花小	山下町 17-1	917-3321	学校長との調整		150	—
宇栄原小	字小祿 1066	917-3324	学校長との調整		450	あり
松島小	古島 2-30-12	917-3325	学校長との調整		150	あり
上間小	長田 2-11-60	917-3327	学校長との調整		250	あり
古蔵小	字古波蔵 393	917-3326	学校長との調整		250	あり
大名小	首里大名町 1-49	884-8733 (大名学童クラブ)	9:00 - 22:00		250	あり
仲井真小	字仲井真 173	917-3330	18:30-21:30	9:00-21:30	69	—
曙小	曙 2-18-1	917-3332	学校長との調整		150	—
小祿南小	字小祿 955	917-3333	学校長との調整		150	—
真地小	字真地 313	917-3334	学校長との調整		150	あり
さつき小	宇栄原 1-12-1	917-3335	学校長との調整		394	あり
銘苺小	銘苺 2-3-20	917-3336 (ゆいぽろ文化クラブ)	14:00-21:30	9:00-21:30	400	あり
天久小	天久 1-4-1	917-3337	学校長との調整		250	あり
那覇小	前島 1-7-1	917-3339	学校長との調整		250	あり
石田中	繁多川 5-17-1	917-3404	学校長との調整		150	—
城北中	首里石嶺町 1-112	917-3412	学校長との調整		450	あり
上山中	久米 1-3-1	917-3406	学校長との調整		250	あり
鏡原中	鏡原町 36-1	917-3413	学校長との調整		250	あり

## 7 アンケート結果の概要

### (1) 調査概要について

調査の目的：誰もが住みなれた地域で安心して暮らせるまちづくりを目指し「みつける」、  
「つなげる」、「見守る」を大きな目標とする「第4次地域福祉計画及び第2次地  
域福祉活動計画」の計画策定の基礎資料とすることを目的とします。

調査時期：平成30年1月～2月中旬

調査対象者：18歳以上の市民3,000人の方を無作為に抽出

調査方法：郵送による配布・回収

回収状況：3,000件配布し、851件を回収（回収率28.4%）

### (2) 集計結果の概要

#### ①回答者属性と家族の状況（N=851）

回答者の年齢：「60代」が22.1%で最も多く、次いで「50代」「70代」と続き年代が高い層  
の回答が多くなっています。

住んでいる地区：回答者の住んでいる地区は、「本庁地区」が31.3%で最も多く、次いで  
「真和志地区」「首里地区」「小禄地区」の順となっています。

家族構成：「親子（二世帯）」が34.8%で最も多く、次いで「ひとり暮らし」26.6%「夫婦  
のみ」21.2%と続いています。

一緒に暮らしている人：高齢者や子どもと一緒に暮らしているかについては、「いずれもい  
ない」との回答が約5割で最も多くなっています。

介護等を必要な家族の有無：一緒に暮らしている方で介護や介助が必要な人がいるかにつ  
いては、「いる」が13.3%（113人）となっています。

#### ②住んでいる地域の環境（N=851）

住民が互いに支え合える地域範囲：災害時などの際に住民が互いに支え合うことができる範  
囲は「隣近所」が49.5%と最も多く、次いで「自治  
会・通り会」の25.6%で他の地区範囲については10%  
未満となっています。

住んでいる地区の地域環境：地域環境については妊娠・出産、子育て、高齢者や障がいのある  
方が安心できる環境など多岐にわたる項目について評価して  
もらいましたが、ほとんどの項目で「普通だと思う」との評価  
となっています。唯一「通勤や買物の利便性について」は良い  
との評価になっています。

(住んでいる地域の環境のつづき)

隣近所の人とのつきあい：現状の隣近所とのつきあいについては、「会えばあいさつをかわす程度」が50.5%で圧倒的に多くなっています。

今後希望する隣近所とのつきあい：今後の隣近所とのつきあいについては、「内容によっては相談し、助け合う」「相談事はしないが、世間話をする程度」などのつきあいを希望している回答が多くなっており、現状よりももう少し深いつきあいを隣近所に求めている傾向が伺えます。

③相談相手、手助けできること (N=851)

心配ごとの相談相手：相談相手については、「家族・親戚」が80.8%、「友人・知人」58.6%とこの2項目が突出して高くなっています。市役所の相談窓口などの他の項目については、15%未満となっています。

日常生活で不安に感じる事：不安に感じる事については、「自分の健康に関する事」「収入や家計に関する事」「家族・親戚の健康に関する事」が上位3項目となっています。

近所の方に支援してほしい事：高齢や病気などで困っているときなどにご近所の方に支援してほしい事については、「急病時の病院などへの通報」「災害時の手助け」「安否確認の声かけ・見守り」が上位3項目となっています。

回答者ができる支援：回答者ができる支援については、「近所の方に支援してほしい事」と同様の3項目について支援できると回答した方が多くなっています。

災害時に手助けが必要か：災害時に手助けについては、「必要ない」との回答が49.8%と多いものの、「必要とする」との回答も31.0%と高くなっています。

助けてもらえる人の有無：災害時の手助けについて「必要とする」と回答した方(264人)に対して助けてもらえる人の有無を聞くと、「同居の家族」「近くに住む家族・親戚」との回答が多いものの、「いない」との回答も11.4%います。

#### ④地域での活動状況 (N=851)

地域での活動状況：地域活動や NPO 活動の参加については、「参加したことはなく、今後も参加しない」との回答が 37.4%で最も多くなっています。しかし、「参加したことはないが、今後参加してみたい」と回答した方も 24.9%いることから、興味のある方へのアプローチが重要となることが伺えます。

地域での活動内容：現在参加している・あるいは以前は参加したことがある方 (N=300) の活動内容は、「学校の PTA 活動」「自治会活動」「地域の祭りや行事」への参加が 40%以上と多くなっています。

今後参加したい活動：現在の活動状況で参加している方もしくは今後参加したい方 (N=357) の今後参加したい活動は、「地域行事等の活動」「地域の環境衛生活動」「高齢者等への支援 (家事援助、声掛け)」が上位となっています。

地域活動の発展に必要なこと：必要なことについては、「市内や地域で行われている活動に対する情報の提供」が 62.2%で突出して高くなっています。

#### ⑤福祉に関する情報入手方法、今後の福祉施策に望むこと (N=851)

福祉サービスに関する認知度：介護などの日常生活に支援が必要になった場合の福祉サービスを受ける方法の認知度については、「まったく知らない」が 47.9%「ある程度知っている」41.2%となっており、認知度は低い状況です。

情報の入手方法：地域情報や福祉に関する情報の入手方法については、「広報誌 (なは市民の友)」「新聞やテレビ・ラジオ等」が 40%以上で高くなっています。

地域福祉計画の認知度：「知っている」との回答は 1 割で、計画の認知度は低い状況です。

今後の重点を置くべき福祉施策：「福祉サービス利用支援と手続きの簡素化・スピード化」「在宅福祉サービスメニューの充実」「地域での孤立防止や安否確認等の見守り活動の推進」の 3 項目が上位となっています。

⑥社会福祉協議会、民生委員・児童委員について（N=851）

社会福祉協議会の認知度：社会福祉協議会の認知度については、「名称は聞いたことがある」との回答が54.4%で最も多く、「知らない」との回答は34.7%となっています。事業等の利用したことがある方については、10%未満となっています。

事業や活動内容の認知度：「福祉総合相談」「地域福祉活動」「ボランティア活動」「介護サービス」「子育て支援」「障がいのある方への支援・相談」「児童館等の施設運営」の7つの事業等のうち、6つについては「知らない」との回答が50%以上となっています。「介護サービス」については、知っているとの回答が過半数を占めています。

今後の活動への期待：「高齢者、ひとり親家庭、障がいのある方への在宅福祉サービス事業の充実」「健康づくり・生きがいづくり事業の充実」「介護予防事業の充実」「子育て支援事業の充実」の4項目が40%以上で期待が大きい事業となっています。

民生委員・児童委員の認知度：社会福祉協議会の認知度と同様に、「名前だけは知っている」との回答が51.4%で最も多くなっています。自分の地区の民生委員・児童委員を知っているあるいは活動内容まで知っているとの回答は20%未満となっています。

今後必要な活動：民生委員・児童委員の活動として今後必要な活動については、「ひとり暮らし高齢者世帯などの見守り活動」が57.1%と他の項目より突出して高くなっています。

## 8 住民ワークショップ概要

第4次那覇市地域福祉計画・第2次那覇市地域福祉活動計画の策定に向け、地域住民のニーズ把握の一環として住民ワークショップを開催しました。

住民ワークショップは、まちづくりを通し様々な活動を行っており、将来、地域福祉の推進には欠かせない存在である小学校区まちづくり協議会に焦点をあて実施する事とし、小学校区まちづくり協議会が設立されている石嶺小学校区、若狭小学校区、仲井真小学校区の3校区で実施いたしました。参加対象者は各校区のまちづくり協議会員を中心に、その小学校区内にお住まいの方、お勤めの方、興味のある方、地域活動を行っている方や地域の福祉活動団体や企業等広く呼びかけ募集し、第1回目のテーマを「地域における課題や良い所を情報共有」、第2回目を「地域をよくするため「できること」、「やりたいこと」などのアイデア出し」とし、校区毎で2回開催しました。

また、住民ワークショップの目的としてニーズ把握だけではなく、小学校区まちづくり協議会や地域の福祉活動団体の活動内容を知ってもらい、地域の課題を他人ごとではなく「自分ごと（我が事）」として受け止められる市民を増やす、また、これまで地域活動に関わってこなかった人（知らなかった人）に関心を持ってもらい、地域住民がつながり、絆を育み、支え合えあう（ゆいまーる）きっかけづくりの場としました。

住民ワークショップの目的

- ① アンケート調査結果だけでなく市民等の意見を把握する
- ② 市民が主体的に地域生活課題の解決に取り組む機運を高める
- ③ 参加者同士の情報交換、地域活動を進めるためのきっかけづくり
- ④ 小学校区まちづくり協議会との連携並び活動の活性化

### (住民ワークショップ開催状況)

開催校区		石嶺小学校区	若狭小学校区	仲井真小学校区
対象者		石嶺地域にお住まいの方、お勤めの方	若狭地域にお住まいの方、お勤めの方、興味のある方	仲井真地域にお住まいの方、お勤めの方、興味のある方
第1回 テーマ 地域における課題や良い所を情報共有	実施日	平成30年7月26日	平成30年9月22日	平成30年10月29日
	参加人数	来場者44名	来場者22名	来場者16名
第2回 テーマ 地域をよくするため「できること」、「やりたいこと」などのアイデア出し	実施日	平成30年8月30日	平成30年10月14日	平成30年12月3日
	参加人数	来場者40名	来場者14名	来場者12名

石嶺小学校区 住民ワークショップ 概要  
『石嶺のまちと人とつながりを考えるワークショップ』  
みんなで話そう石嶺のこと ～絆・つなぐ・ゆいまーる～

石嶺小学校まちづくり協議会様のご協力のもと開催

第1回

◆地域に関する情報提供：

- ① 那覇市地域福祉に関する意識調査結果概要
- ② 石嶺小学校区まちづくり協議会の活動等

◆ワークショップ：『地域の生活課題や良い点より良くしたい点について意見交換』

ご意見(一部抜粋)

■地域の活性化に関する事

- ・ 石嶺駅をきっかけに活性化、石嶺の名物作り。
- ・ 空き家の活用、イベントやまつりを増やしたい。

■子ども・子育て高齢者に関する事

- ・ 子どもの遊び場、居場所が少ない。子どもが多い地域。子どもが少ない地域もある。
- ・ 高齢者がいきいきしている、高齢者が多い、独居老人が多い。

■交通、防犯、防災に関する事

- ・ 交通量が増加、多い。車のスピードが速い。道が狭い。

ワークショップ風景



## 2回目

### ◆ワークショップ:

『地域をよくするため「ひつようなこと」、「できること」、「やりたいこと」について意見交換』

### ご意見(一部抜粋)

#### ■ 『安全で安心して暮らせる石嶺にするために』

- ・ 夕方ウォーキング!! ・見守り隊 ⇄ 健康増進 一石二鳥。
- ・ 下校時に子どもスタンプラリー お年寄りに持たせる。

#### ■ 『石嶺のつながり・絆を深めるために』

- ・ 自治会、地域対抗ドッチボール大会 子どもも親も来る そこで青年部もできるのではないか 若者の遊びを取り入れる！。
- ・ 子ども見守り隊 (手作り野菜のプレゼント)。

#### ■ 『誰もが住み良い石嶺にするために』

- ・ 人に会ったらあいさつをするように心がける。 ・お互いにあいさつを交わす。
- ・ 障害者の地域参加 例えば買い物物代行、シャトルバスなど事業所があったら。
- ・ 休日等、高齢者や子ども、障害者が集まれるカフェのようなこども食堂の大きい版。
- ・ 情報が少ないイベントはいろいろ行っているが伝わっていない・石嶺の Youtube 作成。
- ・ 地域で気付いたことを相談できる仕組み作りが必要。

#### ■ 『石嶺の活性化を図るために』

- ・ 交通広場を利用して定着したイベント、ものづくりまつり、食べものまつりを。
- ・ 毎年、いしんみむらあしびをしたい。 ・夢のある大ボラ大会をしたい。
- ・ 当面住む予定の無い空き家を貸し出しする。
- ・ 地域で子育て保育園など。 ・石嶺は教育の街であり、福祉の村である気持ちの良いまち。(挨拶をいっぱい、花と緑をいっぱい、いたわりがいっぱい)

石嶺小学校区では多数の企業や小学校の先生等、非常に多くの方にご参加頂きました。

地域特徴として、ゆいレールの延線に伴う石嶺駅の開通を機に地域を活性化させたいというご意見や、お年寄りや障がいをお持ちの方の買い物支援の為に駅までのシャトルバス等を運行する事で、そこが見守りの場にもなる等のご意見もありました。

また、お年寄りが小学生の帰宅時間にウォーキングをする事で、子ども、お年寄り双方の見守りを行いつつ、健康増進につなげる等のアイデアも出されました。



若狭小学校区 住民ワークショップ 概要  
『若狭のまちと人をつながりを考えるワークショップ』  
みんなで話そう石嶺のこと ～絆・つなぐ・ゆいまーる～

若狭小学校まちづくり協議会様のご協力のもと開催

## 第1回

◆地域に関する情報提供：

- ① 那覇市地域福祉に関する意識調査結果概要
- ② 若狭小学校区まちづくり協議会の活動等

◆ワークショップ：『地域の生活課題や良い点より良くしたい点について意見交換』

### ご意見(一部抜粋)

#### ■交通、防犯、災害に関する事

- ・ 公園周辺の治安が気になる・避難訓練など、地域の行事が伝わっていないと感じる。

#### ■地域活動、連携、担い手、情報共有に関する事

- ・ まちづくり協議会の活動が立派である。
- ・ 公民館中心に民生委員、包括、社協連携がとれている。
- ・ 地域活動に参画する人の固定化、高齢化、地域の中の企業とのつながりをどうもっていくか。
- ・ 避難訓練など、地域の行事が伝わっていないと感じる。

#### ■地域環境、外国人在住者に関する事

- ・ 大きな公園がある、海が近い、ビーチがある、クルーズ船が入る。
- ・ ネパール、インド 外国人が多い。

#### ■地域の活性化に関する事

- ・ 地域の中心としてなんみん祭りを益々盛んにより多くの方々に御参加戴けるよう努力して参りたい。
- ・ うちなーぐちを通し若狭の歴史を継承していたが、廃止となった。復活させてほしい。
- ・ 何か一緒につくりあげるものがあればいいのでは「一村一品」。

### ワークショップ風景



## 2 回目

### ◆ワークショップ:

『地域をよくするため「ひつようなこと」、「できること」、「やりたいこと」について意見交換』

### ご意見(一部抜粋)

#### ■『若狭地域のつながり・絆を深めるために』

- ・ 公民館や学校で妊婦・高齢者の体験をする。 ⇒ 思いやりが生まれて交流に繋がる。
- ・ シングル、共働きが増えた 家庭環境が悪化 貧困が見え隠れしている 子育て環境の改善 ⇒ 親世代との交流、支援が大事。
- ・ 観光客は歴史体験や郷土料理を求めている。 郷土料理を通して世代関係なく学べるし交流にもなる 大人が関わる、コミュニケーション、ふれあい。
- ・ 地域のつながりとして、自治会、地域の情報をコンビニに置いてもらう。
- ・ 外国人、地域の人たちが避難する際の共通のキーワードを設定したら混乱しないのでは。

#### ■『誰もが住み良い若狭地域にするために』

- ・ こども食堂ができないか。
- ・ 外国人のマナー ⇒ ネパール人との交流 ⇒ 警察とのマナー講習 外国人と異文化交流
- ・ 通りにベンチを設置し地域の交流の場にする・地域のパトルール ⇒ 情報共有に繋がる。

#### ■『若狭地域の活性化を図るために』

- ・ 門前町を復活させて地域の活性化 ⇒ 道路、とんちゃん食堂、名物のお店。
- ・ 子どもに地域の歴史を教える ⇒ 学校、公民館、まちづくり協議会。 神社に地域が使える部屋がある。
- ・ 地域の歴史の継承 ⇒ 公民館で講座 前は怪談話しを開いていた（子どもたちにも参加させる） 散策（波の上等）公民館、参加団体を中心に（現状ほぼ大人）。
- ・ 若い人のアイデア募集！既存組織が後押し、実現させる。

若狭小学校区では学生のご参加が有り、若者のご意見も頂けました。地域特徴としてクルーズ船寄港に伴う観光客、外国人在住者に関してご意見がありました。

若狭公民館、まちづくり協議会の活動が活発というご意見がある一方で活動者の高齢化、協議会の活性化等のご意見も出されました。

公民館を拠点とし、子ども食堂や地域歴史講座などを行い、多世代交流、つながりをつくるアイデア。また、若い人達のやりたい事を後押しし、実現させる事も必要だというご意見が出されました。



仲井真小学校区 住民ワークショップ 概要  
『仲井真小学校区のまちと人をつなげるを考えるワークショップ』  
みんなで話そう仲井真のこと ～絆・つなぐ・ゆいまーる～

仲井真小学校まちづくり協議会の皆様のご協力のもと開催

## 第1回

◆地域に関する情報提供：

- ① 那覇市地域福祉に関する意識調査結果概要
- ② 仲井真小学校区まちづくり協議会の活動等

◆ワークショップ：『地域の生活課題や良い点より良くしたい点について意見交換』

### ご意見(一部抜粋)

#### ■交通、災害に関する事

- ・ 地域の商業店舗を拠点に交通支援できない？
- ・ 津波の避難場所 上間中央公園は行き着くまで大変！ ・ 自主防災会がない。
- ・ 地震(災害時)避難場所 (どこに行けば良いか?) ・ 災害に対する対策がきこえない。

#### ■地域活動、連携、担い手、情報共有に関する事

- ・ まちづくり協議会活発で元気!! ・ 仲井真小、仲井真中と連携がとれている
- ・ 民生委員、自治会とも連携がとれている ・ 地域企業の連携が取れている
- ・ 組織は色々あるが、参加方法がわからない ・ 青年層の参加が少ない!

#### ■地域環境、子どもや高齢者の見守りに関する事

- ・ 色々な商業施設が近くてとっても良いと思う
- ・ 買い物にお困りの方はいないか? ・ 移動店舗、南部エリア全域行けたらいい
- ・ 移動店舗の拡充 ⇒ 妊婦さんからお年寄りまでゆんたくの場
- ・ こどもが素直 あいさつ積極的にしてくれる ・ 子どもの 居場所最後の砦、受け皿
- ・ 実は近所で自死/孤独死があったなあ

#### ■地域の活性化に関する事

- ・ こいのぼり祭りがある。こいのぼり祭りがある ・ まちの行事のまとまりがある
- ・ 地域の行事、イベントを知らせるミニ広報チラシを作って配布できないか?

### ワークショップ風景



## 第2回

### ◆地域に関する情報提供：

「子どもの広場 in 那覇の取組報告」

### ◆ワークショップ：

『地域をよくするため「ひつようなこと」、「できること」、「やりたいこと」について意見交換』

## ご意見(一部抜粋)

### ■『仲井真地域のつながり・絆を深める為』

- ・ 郵便局では展示会もやっている（窓のロビー）コミュニティの場にもなる
- ・ 地域の趣味や特技で繋がる高齢者とコラボで見守り。
- ・ 「地域リハビリ教室」でつながりをつくってお年寄りが歩いて集える場所をいくつかつくりたい。
- ・ 子ども版（中学、高校、大学）協働大使の委嘱
- ・ 子どもの居場所にきている若者ボランティアは誰？コーディネーターは誰？まち協の担い手へ育成ある仕組みへ。

### ■『仲井真地域の活性化を図るために』

- ・ 各種団体の広報誌発行。費用、人（人手不足）、ポスティング、学校、商業施設など、掲示板の活用。
- ・ まちづくり協議会の活動をチラシにして小学校の児童や中・高・大の生徒・学生に配れないか。
- ・ 大学（若者）と地域の連携。（地域活動の）広報誌の作成を大学の講義にしてしまう。
- ・ 地域住民の意見がまちづくり協議会に届きギロンされる仕組みが必要。
- ・ 地域について考えるワークショップ。3カ月に1度でも地域発で継続できれば。
- ・ 今回の話し合いを5年追いかけていく取り組みをしては？

仲井真小学校区では地域情報提供として、子どもの居場所づくり活動団体の取組発表の場を設ける事ができました。

地域の活性化、つながり・絆に関して多く意見が出され、今ある団体、拠点を活用し、郵便局ロビーで健康相談会。大学、学生との連携で広報誌作成を講義とし、SNSの活用も含めた情報発信検討や、子ども版協働大使等のアイデアが出されました。

また、地域の住民ワークショップを継続していきたい等のご意見もありました。



## 9 用語解説

本文中で※がついている用語について五十音順で表記をしています。

### あ行

#### 【インクルーシブ】

「含んだ、いっさいを入れた、包括的な」の意。障がいのあるだからといって排除されたり、単なる保護の対象として扱われたりするだけでなく、健常者と同じ権利を持った主体として、社会の一員に含まれるような共生社会を目指そうという考え方。

#### 【インフォーマルサービス】

自治体や専門機関など、フォーマル（正式）な制度に基づき提供される支援ではなく、家族や友人、地域住民、ボランティアなどによる、制度に基づかない非公式な支援のこと。

#### 【NPO（エヌピーオー）】

“Non-Profit Organization”の略語で、一般に「非営利組織」と訳され、営利を目的としないで社会的な使命を達成することを目的に活動を行う民間組織のこと。

### か行

#### 【介護予防・日常生活支援総合事業】

市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることをめざすもの。

#### 【共生型サービス】

高齢者と障害児・者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、高齢者向けの介護保険サービスと障害児・者向けの障害福祉サービスの両方行う新たなサービスをいう。

#### 【共生社会】

これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会で、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会のことをいう。

#### 【居住支援協議会】

低額所得者、高齢者、障がいのある方、子供を育成する家庭、その他住宅の確保に特に配慮を要する者（住宅確保要配慮者）が民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関し必要な措置（情報提供等）について協議・実施するとともに、住宅確保要配慮者が住みやすい地域づくりを推進していくことを目的とした組織。

#### 【緊急医療情報キット】

健康上不安を抱える高齢者や障がいのある方の安心・安全を守る取り組みとして「かかりつけ医」「緊急連絡先」「持病」「薬剤情報提」「健康保険」などに関する情報を専用の容器に入れ、自宅の冷蔵庫に保管し、消防などが緊急時、災害時に参照するもの。

#### 【ゲートキーパー】

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置付けられる人のこと。

#### 【健康づくり推進員】

地域の健康づくりを支援するために活動するボランティアで、地域の健康問題に関する身近な相談役および地域ニーズを行政に伝えるパイプ役として、健診受診の勧奨やミニ健康展の実施、喫煙防止活動等を行っている。

#### 【権利擁護】

自らの意思を表示することが困難な知的障害者等に代わって、援助者等が代理としてその権利やニーズの獲得を行うことをいう。

#### 【心のバリアフリー】

障がいの有無に関係なく、心理的な壁をなくすることで、お互いへの配慮や理解を促進しようとする。障がい者などに対するの正しい理解を促すとともに、誤解や偏見に基づく態度をとることなく、誰もが人格と個性を尊重して互いに支え合う共生社会を共にめざすという考え方。

#### 【子育て世代包括支援センター】

妊娠期から子育て期（就学期）にわたり、妊娠、出産、子育てに関する相談に応じ、必要に応じて個別に支援プランを作成して保険、医療、福祉、教育等の地域の関係機関が連携して切れ目の無い支援を行うことで、家庭の養育力を高め、すべての子どもたちが健やかに育つことができるよう支援する。呼称は「ら・ら・ら ステーション」Love（愛）、Line（つなぐ）、Rapport（信頼）の頭文字から名づけ。愛と信頼がつながる場所、いつでも立ち寄れるみんなの「駅」のような場所にしたいという思いが込められている。

#### 【こども発達支援センター】

障がいのある児童及び発達に支援を必要とする児童について、その成長の早期において必要な発達の支援に関する事業を行うため障がいの有無に係わらず支援が必要な児童への支援を行う。

#### 【コミュニティソーシャルワーカー】

地域福祉のための専門職の一つ。略称 CSW。地域福祉コーディネーターともいう。地域において要援護者などに対し、見守りや相談に応じる個別支援、人間関係や生活環境面に関する地域支援を果たすと同時に、住民の地域自立生活を支援するための公的制度のあり方を提案する。

#### 【孤立死】

日常的に地域から孤立し、誰にも看取られることなく息を引き取り、かつ、相当期間放置される事例をいう。孤独死と表現されることもある。

## さ行

#### 【災害時要援護者】

災害時において、必要な情報をすみやかに把握し、自らを守るために安全な場所に避難するのに支援を必要とする人々のことで、一般的に高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等があげられている。

#### 【支え合いマップ】

住民の日頃のふれ合いや支え合いの状況を聴き取り、それを記した地図のこと。近所の支援を必要とする人々を地域住民や関係機関が連携し、どのように支え、生活課題を解決していくのかを具体的に検討する資料とする。

#### 【社会福祉協議会】

社会福祉法で地域福祉を推進する団体として定められ、地域が抱えているいろいろな福祉問題を地域のみinnで考え、話し合い、解決へと結びつけていくことを目的として活動している公共的な民間の団体。那覇市社会福祉協議会では、地域に暮らす住民のほか、民生委員・児童委員、社会福祉事業関係者、保健・医療・教育など関係機関の参加・協力のもと、地域住民が、地域で安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現をめざし、さまざまな活動をおこなっている。

#### 【終活支援ノート】

人生の終末期に備えて自身の希望を書き留めておくノート。

人生を振り返り、自身に関する情報、家族のこと、財産のこと、もしもの時のことなどの要望・希望をわかりやすくまとめ残しておくことで、これからの人生のあり方を考える役割を持つ。

#### 【就労継続支援 B 型】

障害者総合支援法に基づく福祉サービスのひとつであり、障害や難病のある方のうち、年齢や体力などの理由から、企業等で雇用契約を結んで働くことが困難な方が、軽作業などの就労訓練を行うことができる。

#### 【就職・生活支援パーソナルサポートセンター】

失業等により経済的な問題で生活に困っている方、引きこもりやニートなど働くことに不安を抱えている方、家族のことで悩んでいる方など、生活や就職の問題を抱えている方などの相談窓口、生活困窮者自立支援制度の包括的窓口。

#### 【手話通訳者】

手話を言語とする聴覚障がい者自身及び、聴覚障がい者とコミュニケーションを取りたいと思う一般市民に対してコミュニケーションの支援を行う。

#### 【食生活改善推進員】

食生活を中心に、妊婦から高齢者にいたるまでの健康づくりを地域で推進するボランティアで、健康づくりに役立つ食生活や食材の選び方、調理方法を学び体験できる食生活改善講習会、親子の料理教室等を行い、食生活改善の輪をひろげる活動をしている。

#### 【人材データバンク】

ボランティア活動をしたいと考えている個人や団体(ボランティア人材)と、市民ボランティアの活動を必要とする団体とを結びつける「マッチング」させるための仕組み。

#### 【生活困窮者】

病気や就労困難、失職、収入の減少といった様々な理由から生活が立ちいかなくなった者。高齢者、高校中退者、中高不登校者、ニート、引きこもり、ひとり親世帯、多子世帯などに多い。

#### 【生活困窮者自立支援制度】

生活困窮者に対し、自立相談支援事業、住宅確保給付金の支給、就労準備支援事業、家計相談支援事業、就労訓練事業、生活困窮世帯の子どもの学習支援、一時生活支援事業などの支援を行う制度のこと。

#### 【成年後見制度】

知的障害、精神障害、認知症などにより物事を判断する能力が十分でない方について、財産の管理や介護サービスの契約など判断が難しい法律行為を後見人が行う事によって、本人を保護、支援する制度。

#### 【相談協力員】

市より委嘱を受け、地域包括支援センターで地域の独居老人世帯を中心に高齢者の”見守り役”として声かけ等を行い地域と包括支援センターのパイプ役として活躍する。

#### 【相談支援事業所】

障害のある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、社会福祉士、精神保健福祉士等の相談員が、障がい（身体・知的・精神・発達等）がある方の相談や生活支援を行う事業所。

## た行

#### 【多世代交流子育て支援センター】

地域子育て支援センターのひとつとして若狭地域（津波避難ビル）に設置している子育て支援センター「ふらっと」。同じく津波避難ビルに開設している青少年やお年寄りの方々との交流を図る。

#### 【地域学校連携施設】

地域における住民の学習・文化活動や交流の場として開放している学校内の施設。生涯学習の振興と地域のコミュニティづくり、地域と学校との連携・交流の充実を目的とし設置している。

#### 【地域ケア会議】

地域の実情にそって、より良い地域包括ケア実現のために課題を的確に把握し、解決していく手段を導き出すための会議。具体的には、地域包括支援センターにおいて多職種が話し合い、個々の利用者のケアプランをチェック、検討するという目的で開催される。

#### 【地域子育て支援センター】

地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を推進することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、こどもの健やかな育ちを促進することを目的とする（公立4箇所、認可4箇所）。各支援センターを拠点に育児相談や育児サークル支援、保育所在園時との交流、育児講座等を行っている。

#### 【地域生活課題】

福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防(要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。)、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題。

#### 【地域福祉懇談会】

各民生委員児童委員協議会単位（およそ中学校区程度）で、その地域の自治会役員や地域包括支援センター職員、民生委員児童委員、社会福祉協議会のコミュニティソーシャルワーカーが一堂に会し、地域の情報を交換し、困難事例への対策や課題の解決を図る集まりである。

#### 【地域ふれあいデイサービス】

地域の公民館、集会場などで、地域ボランティア（地域ふれあいサービス運営協議会）の協力のもと、高齢者の社会参加の促進、閉じこもり防止、住み慣れた地域での見守り支援をするとともに、介護予防等に関する活動を定期的に行うことで、介護への移行を予防し、生きがいのある生活を支援していく那覇市社会福祉協議会の事業。

#### 【地域包括ケアシステム】

高齢者ができる限り、住み慣れた地域で日常生活を営むことができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援のサポートが一体的に提供される仕組み。

#### 【地域包括支援センター】

高齢者が住み慣れた地域で健やかに安定して暮らすことができるよう、総合的相談や要介護者等高齢者を総合的に支えるための地域の中核的機関。

#### 【地域見守り会議】

自治会などの小規模な単位で、自治会員や地域見守り隊のメンバー、その地区の民生委員児童委員、包括支援センター職員、地域コーディネーター、必要に応じ保健師等の福祉の専門職等が集まり、見守り対象者の気になることなど情報交換を行い、早期の支援、よりよい支援につなげるための会議である。

#### 【地域見守り隊】

自治会、通り会などの地縁団体が、その地域の高齢者や障がい者などの要援護者に対し声かけ、見守り、安否確認のための訪問、居場所づくりなどの支援を行い、必要に応じ民生委員児童委員や行政への連絡等を行い、要援護者の孤立を防ぐことを目的に結成する組織である。

#### 【地域見守りネットワーク】

那覇市では電気・ガス・水道、新聞配達等の業務で居宅を訪問する事業者の協力を得て、日々の業務における訪問時の声かけや、「ライフラインの不使用」、「電気がついているのに新聞が溜まったままになっている」「声をかけても、中から返事がない」など、異変に気付いた時に、市へ通報してもらう事で早期発見につなげる見守り体制のこと。

#### 【チャージんじゅうポイント制度】

高齢者がボランティア活動を通じて地域に貢献することを奨励・支援することにより高齢者本人の生きがいつくりと社会参加を通じた介護予防を推進することを目的とした制度。1時間程度のボランティア活動で1ポイント付与、年度末に1ポイント100円として、100ポイント（＝10,000円）を上限として交付金を受けることができる有償ボランティア制度。

#### 【通所型サービスB型】

介護予防・日常生活支援の通所型サービスの一つ。通所型サービスBとは、ボランティア主体（住民主体）で、通いの場を設け、体操、運動等の活動等を行うサービス。

#### 【DV(ディーバイ)】

ドメスティックバイオレンス(domestic violence)の略。夫婦や恋人など親しい人間関係のなかでおこる暴力をいい、身体的暴力だけでなく、精神的、性的、経済的な暴力等も含まれる。

#### 【伝統文化継承種まき事業】

市立保育所に入所している2歳以上の児童を対象に、各市立保育所が存立する地域の伝統文化に精通する講師を派遣し、優れた沖縄の伝統文化を学習及び体験させ身近に感じ慣れ親しんでもらう事業。

## な行

#### 【那覇市協働大使】

協働のまちづくりを実践している団体の代表者や、団体が推薦する方に、これまでの活動に敬意を表して、那覇市から委嘱を受けている方々。

#### 【那覇市災害弱者緊急通報支援制度】

聴覚障がいや言語障がいなどで、音声による119番通報をすることが困難な方がFAXや電子メールを利用して消防へ緊急通報を行い、消防車や救急車の要請ができるよう支援する制度。

#### 【なは市民活動支援センター】

市民による自主的で営利を目的としない協働によるまちづくりのための社会貢献活動を行う拠点として「なは市民協働プラザ」内に設置している施設。

#### 【なは市民協働大学・大学院】

「なは市民協働大学」は協働によるまちづくりを学び、受講生同士のつながりをつくることで、まちづくりに参加する市民が増えることを目的に開催している。

「なは市民協働大学院」は地域及び新たなコミュニティの形態として全市域に展開する「校区まちづくり協議会」などで中心となって活動することができる人材や自らの意見を発信し市政に積極的に関わることができる人材を発掘・育成を目的として、なは市民協働大学の上級編と位置づけられ開催している。なお、ここでいう「大学」及び「大学院」は、学校教育法上で規定する「大学」及び「大学院」とは異なる。

#### 【ニート】

15～34 歳で、非労働力人口のうち家事も通学もしていない人のこと。「若年無業者」。

#### 【net119 緊急通報システム】

音声による 119 番通報が困難な聴覚・言語機能障害者が円滑に消防への通報を行えるようにするシステム。スマートフォンなどから通報用 Web サイトにアクセスし、消防本部が消防隊や救急隊をどこに出動させるべきかを判断するために必要な「救急」「火事」の別と、通報者の位置情報を入力すれば、即座に消防本部に通報が繋がり、その後にテキストチャットで詳細を確認する仕組みとなっている。

#### 【ノーマライゼーション】

障害のある人や高齢者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、すべての人々を包含する地域社会のあり方をいう。

## は行

#### 【パーキングパーミット制度】

障がいがあり、かつ歩行困難な方に「身障者用駐車場利用認定証」を交付し、車に表示してもらうことで、身障者用駐車場の利用が、誰の目からも適正であることを明らかにしながら、他の駐車場利用者のマナーやモラルの向上に繋げていくことを目的に実施する。

#### 【8050 問題】

「80」代の親がニートや引きこもりの「50」代の子どもの生活を支えるという問題のことをいう。若者の引きこもりが長期化して親も高齢となり、収入に関してや介護に関してなどの問題が発生し、こうした親子が社会的に孤立し、生活が立ち行かなくなる深刻なケースが社会問題になっている。

#### 【ピアサポーター】

同じ悩みや症状などの問題を抱えている、体験・経験の共感者、つまり同じ立場にある当事者同士が、互いの経験・体験を基に語り合い、問題の解明(回復)に向けてサポートを行う相互支援の取り組みをピアサポートと言い、支援する人をピアサポーターという。

#### 【引きこもり】

仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせず、6か月以上続けて自宅にひきこもっている状態をいう。

#### 【避難行動要支援者】

平成25年6月の災害対策基本法の一部改正により、高齢者、障がいのある方、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する人を「要配慮者」といい、そのうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものを「避難行動要支援者」という。

#### 【ファミリー・サポート・センター】

安心とゆとりをもって子育てができるように育児の援助を行う人(協力会員)と育児を手助けして欲しい人(依頼会員)を結び付け、子育ての相互援助活動を応援する会員組織。例えば「上の子の学校行事の時など下の子の預かりをお願いしたい。」「体調が悪くて保育園・幼稚園へお迎えに行けない。」「子どもの急な病気で保育園に預けられない時の病児・病後児の対応など」子育て中の「困った」をサポートする。

#### 【福祉協力員】

福祉協力員は、地域の支えあい活動を推進していくため、活動を支える地域ボランティア。民生委員児童委員又は自治会長等の推薦により、福祉協力員養成講座受講修了した方を那覇市社会福祉協議会会長が委嘱する。

#### 【福祉避難所】

災害時要援護者のために特別な配慮がなされた避難所の事である。要援護者に配慮し、避難生活が長期化した際に十分なスペースが確保でき、通路等及び情報の伝達手段がバリアフリー化されている避難所のことを言う。また、専門的なケアを必要とする要援護者に対して、安心した避難生活を送れる体制が整っている避難所を含む。

#### 【ふれあい・いきいきサロン】

市民が主体となり、気軽にご近所付き合いの輪を広げ、安心して暮らせるコミュニティづくりを推進するために身近な居場所づくり活動。活動内容に決まりはなく、参加者の関心があること等、意見を取り入れながら住民のやりたい事を行う。

#### 【ヘルプマーク】

内部障がいや発達障がい、妊娠中の方、義足や人工関節を利用している方など、外見からわからなくても援助や配慮を必要としていることを周りに知らせることで、援助を得やすくなるよう、作成されたピクトグラム。

#### 【放課後子ども教室】

放課後や週末等に小学校の空き教室等を活用して、地域の大人に企画・運営・参加してもらい、子どもたちに学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の機会を提供する。活動内容はそれぞれの放課後子ども教室で異なり、学習支援やエイサー、三線、大正琴、昔遊びなど様々な活動をしている。

#### 【訪問型サービス B】

介護予防・日常生活支援の訪問型サービスの一つ。住民主体による支援であり、ボランティアによる生活援助を主体として、日常生活に対する援助を行うサービス。

#### 【母子保健推進員】

妊娠・出産・育児について相談役となる地域のボランティア。妊産婦や乳幼児等のいる家庭への訪問や子育ての応援、健康診査・予防接種の案内等の活動を行っている。

#### 【ボランティアコーディネーター】

ボランティア活動を行いたい人とボランティアの応援を受けたい人・組織などを対等につなぐ（coordinate の原義）専門職（コーディネーター）又はその立場をいう。

#### 【ボランティアセンター】

さまざまな分野のボランティア活動や福祉教育を育成・支援・推進することを目的に、地域住民やボランティア、福祉関係者、行政、企業、教育機関等と連携しながら、市民一人ひとりがよりよい生き方のできる社会の実現を目指す。人材育成、需給調整、団体育成、啓発広報に取り組む。

## ま行

#### 【見守りチャーびら隊】

地域見守りネットワーク（※地域見守りネットワークを参照）における日々の業務の中で見守り活動を行ってもらう協定を結んだ協力事業者の呼称。沖縄方言で「ごめんください、来ましたよ」という訪問した時の挨拶を「チャーびらさい、チャーびらたい」と言う。

#### 【民生員児童委員】

地域住民の生活や福祉に関する相談や問題解決の支援にあたる、地域の身近な相談役。民生委員法に基づき厚生労働大臣により委嘱され、また児童福祉法に基づき児童委員を兼務する。困窮家庭や障がい者・高齢者への生活支援、子育て支援をはじめ、児童虐待や不登校の問題等にも関わり、地域福祉の中核となる存在である。

#### 【民生委員児童委員協議会】

すべての民生委員・児童委員は、市町村の一定区域ごとに設置される「民生委員児童委員協議会」（略称：民児協）に所属し活動をしている。

## や行

#### 【ユニバーサルデザイン】

年齢、性別、障害、国籍等、人それぞれの特性や違いを超えて、できる限りすべての人にとって利用しやすく、安全で快適なものづくりやまちづくり等をめざす考え方である。

#### 【要援護者】

寝たきりや認知症、虚弱、障がいなどのため日常生活を営む上で何らかの介護や支援を必要とする者。また、災害時において、安全な場所に避難する際に支援を要する人のこと。高齢者をはじめ、乳幼児、妊婦などが挙げられる。

#### 【寄添い支援員】

子どもに寄り添い、教育と家庭、そして行政をつなぎ、解決策を模索する専門職。スクールソーシャルワーカー。

#### 【四者会議】

行政、社会福祉協議会、民生委員児童委員連合会、自治会長会連合会で構成される会議。

## わ行

#### 【「我が事・丸ごと」】

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

第4次那覇市地域福祉計画・第2次那覇市地域福祉活動計画

2019年(平成31年)3月発行

【発行】 那覇市 福祉部 福祉政策課  
〒900-8585 沖縄県那覇市泉崎1丁目1番1号  
電話番号(098)862-9002(直通)

那覇市社会福祉協議会  
〒901-0155 沖縄県那覇市金城3丁目5番地の4  
(那覇市総合福祉センター2F)  
電話番号(098)857-7766





